

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年1月14日
【発行者名】	グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役会長 松本 晃一
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 田中 収
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 高木 紘子 同 井上 貴美子
【連絡場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利・友常法律事務所
【電話番号】	03 (6888) 5873
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド (Nomura Select Series Trust - Nomura Paulson Fund, a Series Trust of Nomura Select Series Trust)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	Aクラス受益証券 700億円を上限とします。 Bクラス受益証券 700億円を上限とします。 Cクラス受益証券 7億米ドル（約647億円）を上限とします。 ただし、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券の総額は700億 円（相当）を超えないものとします。 （注）米ドルの円貨換算は、平成22年1月7日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧 客電信売買相場の仲値（1米ドル＝92.40円）によります。以下、米ドルの金額 表示は別途明記されない限りすべてこれによります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト ノムラ・ポールソン・ファンド（以下「ファンド」といいます。）

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面のＡクラス受益証券、Ｂクラス受益証券およびＣクラス受益証券です。（以下総称して「ファンド証券」または「受益証券」といいます。また、各クラスの受益証券を「Ａクラス受益証券」、「Ｂクラス受益証券」または「Ｃクラス受益証券」といいます。追加の申込みは予定しておりません（単位型）。なお、

Ａクラス受益証券を「ノムラ・ポールソン・ファンド Ａクラス」、「ノムラ・ポールソン Ａ」、
Ｂクラス受益証券を「ノムラ・ポールソン・ファンド Ｂクラス」、「ノムラ・ポールソン Ｂ」、
Ｃクラス受益証券を「ノムラ・ポールソン・ファンド Ｃクラス」、「ノムラ・ポールソン Ｃ」、
という場合があります。）

格付は取得していません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

Ａクラス受益証券 700億円を上限とします。

Ｂクラス受益証券 700億円を上限とします。

Ｃクラス受益証券 7億米ドル（約647億円）を上限とします。

ただし、Ａクラス受益証券、Ｂクラス受益証券およびＣクラス受益証券の総額は700億円（相当）を超えないものとします。

（注）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（４）【発行（売出）価格】

Ａクラス受益証券 1口当り10,000円

Ｂクラス受益証券 1口当り10,000円

Ｃクラス受益証券 1口当り100米ドル（約9,240円）

（５）【申込手数料】

該当事項はありません。ただし、販売報酬として、受益証券1口当りの発行価格の4.0%（発行価格に含まれます。）が、ファンドの資産から日本における販売会社（以下に定義します。）に対して支払われます。

（６）【申込単位】

Ａクラス受益証券 300口以上 100口単位

Ｂクラス受益証券 300口以上 100口単位

Ｃクラス受益証券 300口以上 100口単位

（７）【申込期間】

2010年2月1日（月曜日）から同年2月12日（金曜日）

（８）【申込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目9番1号

（以下「野村證券」または「販売会社」といいます。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行います。

（９）【払込期日】

投資家は、2010年２月17日（水曜日）までに販売会社に対して、申込金額を支払うものとします。

（１０）【払込取扱場所】

野村證券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目９番１号

（注）申込金の総額は、販売会社により、ファンドの保管会社および事務代行会社であるノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）（以下「保管会社」または「事務代行会社」といいます。）の口座に2010年２月18日（木曜日）（以下「クロージング日」といいます。）までに払い込まれます。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項はありません。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はありません。

（ロ）引受等の概要

- ① 野村證券は、日本における販売会社としてグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）との間の、受益証券販売・買戻契約（以下に定義します。）に基づき、受益証券の募集を行います。

受益証券販売・買戻契約に基づき、（i）本書記載の情報の日付以降、ファンド（既に存在している場合）もしくは管理会社の財政状況その他に重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、または（ii）販売会社の判断において、販売会社が予定しているファンド証券の日本における募集の成功に重大な障害となると考えられる国内もしくは国外の政治、金融、経済もしくはその他の情勢もしくは為替レートに重大な悪影響を及ぼすべき変化が生じた場合、販売会社は、管理会社と事前に協議の上、クロージング日より前においても、管理会社に対し通知を行うことによって日本における受益証券の募集を延期することができます。

- ② 管理会社は、野村證券をファンドに関して日本における代行協会員に指定しています。

（注）代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券に関する目論見書（以下「目論見書」といいます。）を日本証券業協会（以下「JSDA」といいます。）に提出し、ファンド証券１口当たり純資産価格（以下に定義します。）の公表を行い、また決算報告書その他の書類をJSDAに提出する等の業務を行う協会員をいいます。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、販売会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款（以下「口座約款」といいます。）を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。Ａクラス受益証券およびＢクラス受益証券の販売会社に対する取得額の支払は、日本円でなされます。Ｃクラス受益証券の取得額の支払についても、原則として、日本円でなされ、その円／米ドル換算レートは、各申込日の翌国内営業日における東京外国為替市場の為替相場に基づき、販売会社により決定されます。また、Ｃクラス受益証券について販売会社が応じ得る範囲で米ドルで支払うこともできます。

（ニ）日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額および基本的性格

ファンドの投資目的は、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて、中期的な資産の成長を達成することにあります。

管理会社は、S G A ソシエテ ジェネラル・アクセプタンス NV（以下「本債券発行会社」といいます。）が² 125,000,000,000 ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム（以下「本債券プログラム」といいます。）に基づいて発行する予定の7年物米ドル建て債券（以下「本債券」といいます。）に、ファンドが主に投資を行うことを通じて、その目的を達成することを予定しています。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、ソシエテ ジェネラル（以下「本債券保証会社」といいます。）により保証されています。

信託証書（以下に定義します。）に基づき発行される受益証券数は、限定されず、管理会社の決定に従い、無額面です。

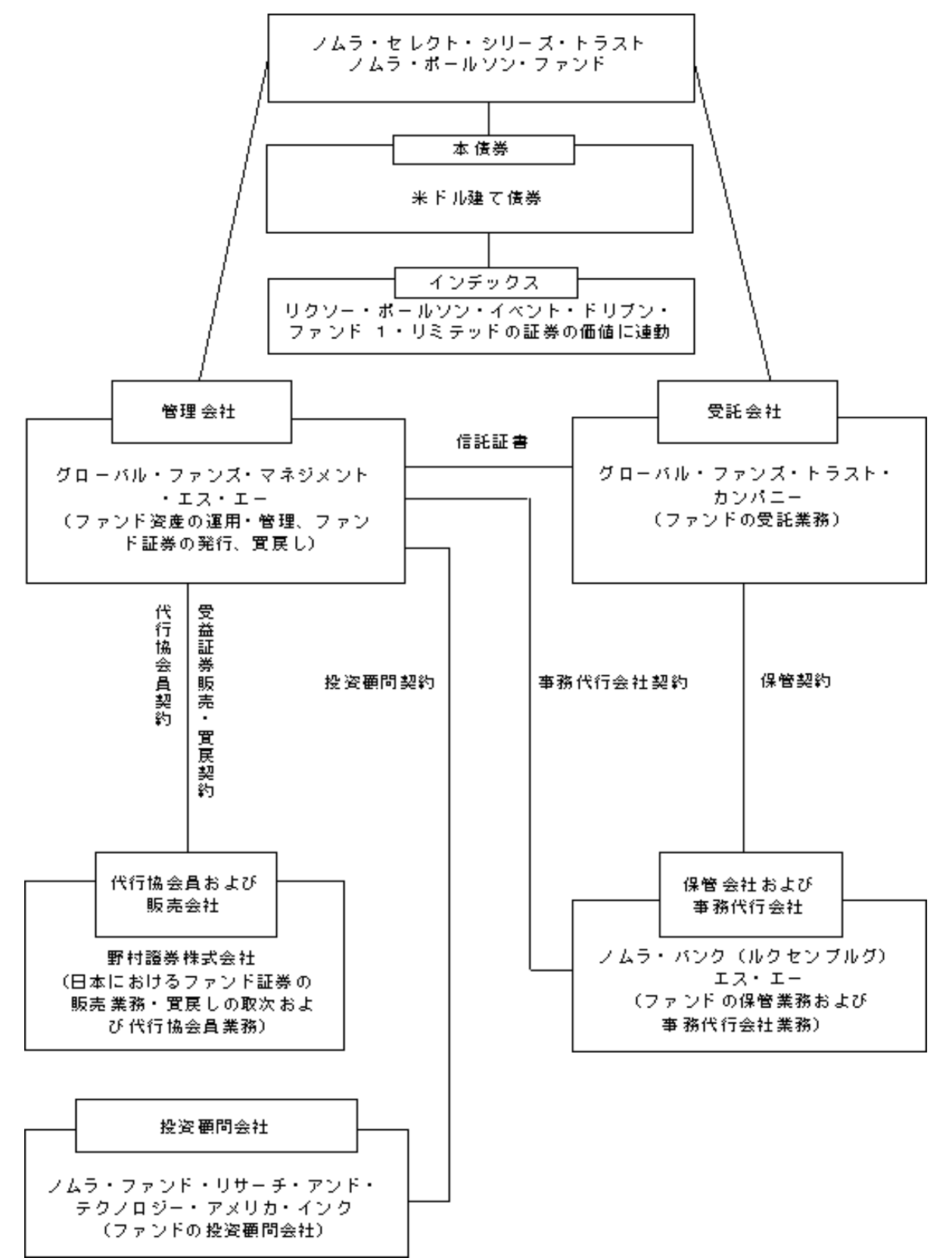
b. ファンドの性格

ノムラ・セレクト・シリーズ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、ケイマン諸島の法律に基づき設立され、受託会社（以下に定義します。）および管理会社により締結された2009年12月10日付マスター信託証書（以下「マスター信託証書」といいます。）の条件および条項に従い組成されています。トラストについて、個別のポートフォリオまたはシリーズ（以下「シリーズ・トラスト」といいます。）（当該シリーズ・トラストに資産および負債が帰属します。）が設定および設立される場合があります。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合があります。本書は、マスター信託証書および2009年12月10日付追補証書（以下マスター信託証書と合わせて「信託証書」といいます。）に従い構成される最初のシリーズ・トラストである、ファンドに関する情報を記載しています。

管理会社は、ファンドの勘定でファンドの受益証券の発行を行う排他的権限ならびに信託証書、ファンドの目論見書および適用法の規定に常に従い、一般的に受益証券の発行および買戻し、純資産価格の算定、ファンドの信託財産からの（もしあれば）分配の支払ならびにファンドの信託財産を構成する資産の投資のための手配または監督を含むファンドの業務一般の管理を行う排他的権限を有するものとします。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S. A.)	管理会社	信託証券を受託会社との間で締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しおよびファンドの終了について規定しています。
グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company) (以下「受託会社」といいます。)	受託会社	信託証券を管理会社との間で締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S. A.)	保管会社および 事務代行会社	2009年12月10日付で受託会社との間で保管契約（以下「保管契約」といいます。）（注1）を締結。ファンド資産の保管業務について規定しています。 2009年12月10日付で管理会社との間で事務代行会社契約（以下「事務代行会社契約」といいます。）（注2）を締結。ファンドの管理業務について規定しています。
野村證券株式会社	代行協会員および 日本における販売会社	2009年12月29日付で管理会社との間で代行協会員契約（以下「代行協会員契約」といいます。）（注3）を締結。日本における代行協会員業務について規定しています。 2009年12月29日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（以下「受益証券販売・買戻契約」といいます。）（注4）を締結。日本における受益証券の販売業務および買戻しの取次業務について規定しています。
ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インク (Nomura Funds Research and Technologies America, Inc.) (以下「NFR&TA」または「投資顧問会社」といいます。)	投資顧問会社	2009年12月10日付で管理会社との間で投資顧問契約（以下「投資顧問契約」といいます。）（注5）を締結。ファンドのための投資顧問業務について規定しています。

（注1）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し、保管および受渡し等の保管業務を提供することを約する契約です。

（注2）事務代行会社契約とは、事務代行会社が、ファンドに関し、会計、純資産価格の計算、受益証券の発行、登録、譲渡および買戻サービスを提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って管理業務一般を遂行する契約です。

（注3）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、目論見書のJSDAに対する提出および販売会社への送付、ファンドの受益証券1口当り純資産価格の公表ならびに運用報告書その他の書類のJSDAに対する提出および販売会社への送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。

（注4）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

（注5）投資顧問契約とは、ファンドの資産のほとんどすべてを本債券に投資し、連動先ファンド（以下に定義します。）の運営上の能力およびファンドの投資目的に照らした連動先ファンドの投資ポートフォリオの妥当性の定期的なモニタリングならびに、ファンドのAクラス受益証券に関する為替ヘッジ取引（以下に定義します。）に際し、管理会社を支援することを約する契約です。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

管理会社は、商事会社に関するルクセンブルグ1915年8月10日法（その後の改正を含みます。）（以下「1915年8月10日法」といいます。）に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。

1915年8月10日法は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、投資信託の運用に関する2002年12月20日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2002年法」といいます。）の第14章のもとで、投資信託の運用の管理会社としての資格を有しています。

(ii) 事業の目的

管理会社の目的は、投資信託の運用です（2002年法第91(1)条に規定しています。）。ただし、管理会社は、少なくとも1つのルクセンブルグ籍投資信託を運用することを要します。管理会社は、投資信託の運用、管理および販売に関するあらゆる活動を行うことができます。管理会社は、2002年法の第14章の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

(iii) 資本金の額（2009年10月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,997万円）で、2009年10月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約333万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2010年1月7日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1ユーロ＝133.25円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(iv) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

(v) 大株主の状況

（2009年10月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク（ルクセンブルグ） エス・エー (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガ スペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)	株 15	% 100.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

主要な投資目的

ファンドの投資目的は、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて、中期的な資産の成長を達成することにあります。

管理会社は、本債券発行会社が本債券プログラムに基づいて発行する予定の本債券に、ファンドが主に投資を行うことを通じて、その目的を達成することを予定しています。本債券は、無条件かつ取消不能の形で、本債券保証会社により保証されています。

本債券発行会社は、1986年10月7日にオランダ領アンティル諸島法に基づき設立された期間の定めのない有限責任会社であり、フランス法に基づき設立された有限責任会社であり銀行の資格を有するソシエテジェネラルの完全子会社です。

受益証券の発行により受領した申込手取金総額（期中の手数料、トラストおよびファンドの設立に関する費用の総額を控除後）は、本債券に投資されます。本債券へ投資されないファンドの資産は、現金および現金等価物で保有されます。

本債券の投資収益は、ソシエテジェネラルが算出するリクソー・ポールソン・イベント・ドリブン・インデックス 1（以下「インデックス」といいます。）に連動します。かかるインデックス値は、リクソー・ポールソン・イベント・ドリブン・ファンド 1・リミテッド（以下「連動先ファンド」といいます。）の

米ドル建ての証券（以下「連動先ファンド証券」といいます。）の価値に連動します。連動先ファンドに関する情報（その投資目的および戦略ならびに投資方針を含みます。）は、下記の「本債券」の項に記載されています。

ケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（以下「本規則」といいます。）および信託証書に従い、管理会社は投資顧問会社を、本規則におけるサブアドバイザーとして起用しています。投資顧問会社はファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに下記の為替ヘッジ取引に関連し利用されるAクラス受益証券に帰属するファンドの資産の一部を除きます。）を本債券に投資し、連動先ファンドの運営上の能力およびファンドの投資目的に照らした連動先ファンドの投資ポートフォリオの妥当性を、管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が投資顧問会社に提供した情報または公に入手可能な情報のみに基づき、定期的にモニタリングします。管理会社はまた、ファンドの現金残高管理のためにも投資顧問会社を起用しています。

為替ヘッジ取引

本債券は米ドル建てです。管理会社は、とりわけ、為替ヘッジ取引（銀行間取引市場における為替先渡し取引、通貨スワップ取引、オプション、外国為替先物契約、または一定の為替リスクを軽減することを目的としてファンドが利用するその他の金融商品（以下総称して「為替ヘッジ取引」といいます。）が含まれます。）を計画し実行する責任を有します。為替ヘッジ取引は、為替リスクを低減（ただし完全に排除することではありません。）し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から保護することを目的としています。ファンドの為替ヘッジ取引を計画し実行するために、管理会社は投資顧問会社を起用しています。為替ヘッジ取引が計画どおりに、為替リスクを軽減できるという保証はありません。

為替ヘッジ取引が行われる場合、その取引は主に、その時点のAクラス受益証券の日本円による価値を維持することに努めます。

為替ヘッジ取引の実現および未実現の損益は、Aクラス受益証券に帰属しますが、その損益を予想することはできず、多大なものとなる場合があります。また、その損益は、主に米ドルおよび日本円の金利差により決定されます。

Bクラス受益証券およびCクラス受益証券は、米ドルが日本円との関係でその価値が下落するリスクにさらされていますが、為替ヘッジ取引に関連する費用および収益のいずれも帰属しません。

本債券

本債券の提示されている要項の概要は以下のとおりです。

「本債券発行会社」 SGA ソシエテ ジェネラル・アクセプタンス NV

「本債券保証会社」 ソシエテ ジェネラル

「計算代理人」 ソシエテ ジェネラル

「指定通貨」 米ドル

「額面総額」 トランシェ：700,000,000米ドル

シリーズ：700,000,000米ドル

「発行価格」 額面総額の100%

「券面額」 各本債券につき100米ドル（以下「額面金額」といいます。）。

「発行日」 2010年2月24日

「満期日」 2016年10月12日

「償還／支払の基準」 インデックスリンク

「最終償還額」 計算代理人が決定する各券面額の満期日に支払われる最終償還額は、期限前に償還または買戻しおよび消却がなされた場合を除いて、かつ以下に記載される条件を前提として、額面金額に、最終観察日（以下に定義します。）におけるインデックスの価格を当初観察日（以下に定義します。）におけるインデックスの価格で除した値を乗じ、本債券管理報酬（以下に定義します。）の率にて期間中に発生した報酬額を控除した金額とします。

「最終観察日」は、連動先ファンド副運用会社（以下に定義します。）が、連動先ファンドの目論見書の規定に従って指定する、2016年9月に到来する連動先ファンドの評価日（以下に定義します。）であり、現時点では2016年9月30日となる予定です。

「当初観察日」は、2010年2月26日とします。

「本債券管理報酬」は、年率0.30%とします。

本債券評価日（以下に定義します。）におけるインデックスの価格は、連動先ファンド純資産価格（ t ）（以下に定義します。）を、連動先ファンド純資産価格（ 0 ）（以下に定義します。）で除した値から、当該本債券評価日までの日数に応じた年率0.15%のインデックス手数料を控除した数値とします。

「本債券評価日」は、当初観察日（当日を含みません。）と最終観察日（当日を含みます。）の間に到来する各連動先ファンドの評価日とします。

「連動先ファンドの評価日」とは、連動先ファンド副運用会社が、連動先ファンドの目論見書の規定に従って指定する日であり、現時点では毎月の最終暦日となる予定です。

「連動先ファンド純資産価格（ t ）」は、本債券評価日現在、かつ下記の条件を前提として、以下の金額であるものとします。

- ー ソシエテ ジェネラルが、インデックスに関するヘッジ目的で連動先ファンド証券の解約を行う場合、有効かつ遅滞のない連動先ファンド証券の解約の注文に従い、ソシエテ ジェネラルが実際に受領する、あらゆる費用または手数料（もしあれば）を控除した連動先ファンド証券一口当たり金額をいいます。かかる注文は、連動先ファンドの目論見書に規定される解約通知期間および該当する締め切り時間に従って送付され、かかる日に連動先ファンド（またはかかる発注を通常受理する連動先ファンドのサービス提供者）に対し提出および記録されるものとします。
- ー ソシエテ ジェネラルが、インデックスに関するヘッジ目的で連動先ファンド証券の解約を行わない場合、有効かつ遅滞のない連動先ファンド証券の解約の注文に従い、想定上の投資家が受領するであろう、あらゆる費用または手数料（もしあれば）を控除した連動先ファンド証券一口当たり金額をいいます。かかる注文は、連動先ファンドの目論見書に規定される解約通知期間および該当する締め切り時間に従って送付され、かかる日に連動先ファンド（またはかかる発注を通常受理する連動先ファンドのサービス提供者）に対し提出および記録されるものとします。

「連動先ファンド純資産価格（ 0 ）」は、当初観察日に関して、有効かつ遅滞のない連動先ファンド証券の申込みの注文に従い、ソシエテ ジェネラルが実際に支払う、あらゆる費用または手数料（もしあれば）を控除した連動先ファンド証券一口当たり金額をいいます。かかる注文は、連動先ファンドの目論見書に規定される申込通知期間および該当する締め切り時間に従って送付され、かかる日に連動先ファンド（またはかかる発注を通常受理する連動先ファンドのサービス提供者）に対し提出および記録されるものとします。

流通市場

ソシエテ ジェネラルは、正常な市況下において、買・中値スプレッドが券面額の最大、0.40%である月次

ソシエテ ジェネラルは、市況が正常ではない場合、とりわけ、ゲート条項の発動、サイドポケットの設定、連動先ファンド純資産価格の公表停止等、連動先ファンドの流動性が変化した場合には、本債券の流通市場を停止することができます。本債券の流通市場は、本債券の当初購入者に限定して提供されます。

ン社」という場合があります。）が投資アドバイザー（以下「投資アドバイザー」といいます。）を務める、当初参照ファンドと類似の戦略を実行する様々な他の投資ファンドに投資する可能性があります。

連動先ファンド副運用会社は、バスケットの構成銘柄への影響を低減させるため、連動先ファンドのバスケットに対するエクスポージャーを、バスケットの規模およびその時点の市況に応じた速度にて、また当該バスケットの構成銘柄を最終観察日前の10週間で解約することを目標として、最終観察日前に徐々に減少させるよう努めます。

バスケットの構成－当初参照ファンド

当初参照ファンドは、SGハンブロス・ファンド・マネージャーズ（ジャージー）リミテッドにより運用され（この資格において、以下「当初参照ファンド運用会社」といいます。）、ソシエテ ジェネラルの完全子会社であるリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが副運用会社を務めます（この資格において、以下「当初参照ファンド副運用会社」といいます。）。

当初参照ファンドの投資目的は、オルタナティブ投資戦略を通じて、中期的な資産の成長を追求することにあります。当初参照ファンドは、この目的を達成するため、投資アドバイザーの協力を得て、合併裁定戦略、破綻証券戦略およびイベント裁定戦略等のイベント・ドリブン戦略を通じて資産を運用します。

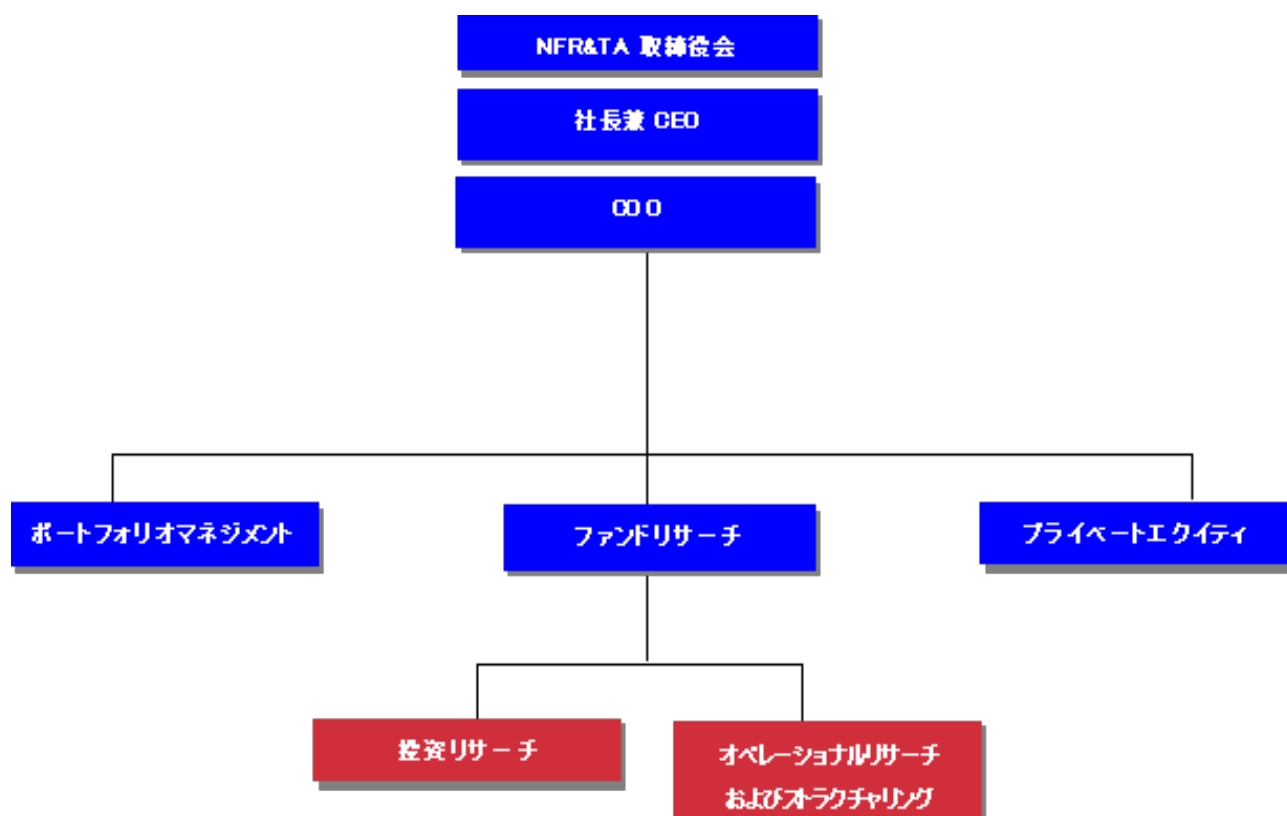
投資アドバイザーは、米国デラウェア州法に基づき設立された会社であり、米国投資顧問会社として米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）に登録されています。2009年10月1日現在、投資アドバイザーは約305億米ドルの運用資産を有しています。

（2）【投資対象】

前記「（1）投資方針」の項をご参照下さい。

（3）【運用体制】

管理会社は、ファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに為替ヘッジ取引に関連し利用されるAクラス受益証券に帰属するファンドの資産の一部を除きます。）を本債券に投資し、連動先ファンドの運営上の能力およびファンドの投資目的に照らした連動先ファンドの投資ポートフォリオの妥当性を、管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が投資顧問会社に提供した情報または公に入手可能な情報のみに基づき、定期的にモニタリングするために、投資顧問会社を起用しています。投資顧問会社は、2009年12月1日現在、以下の体制で運用を行っています。



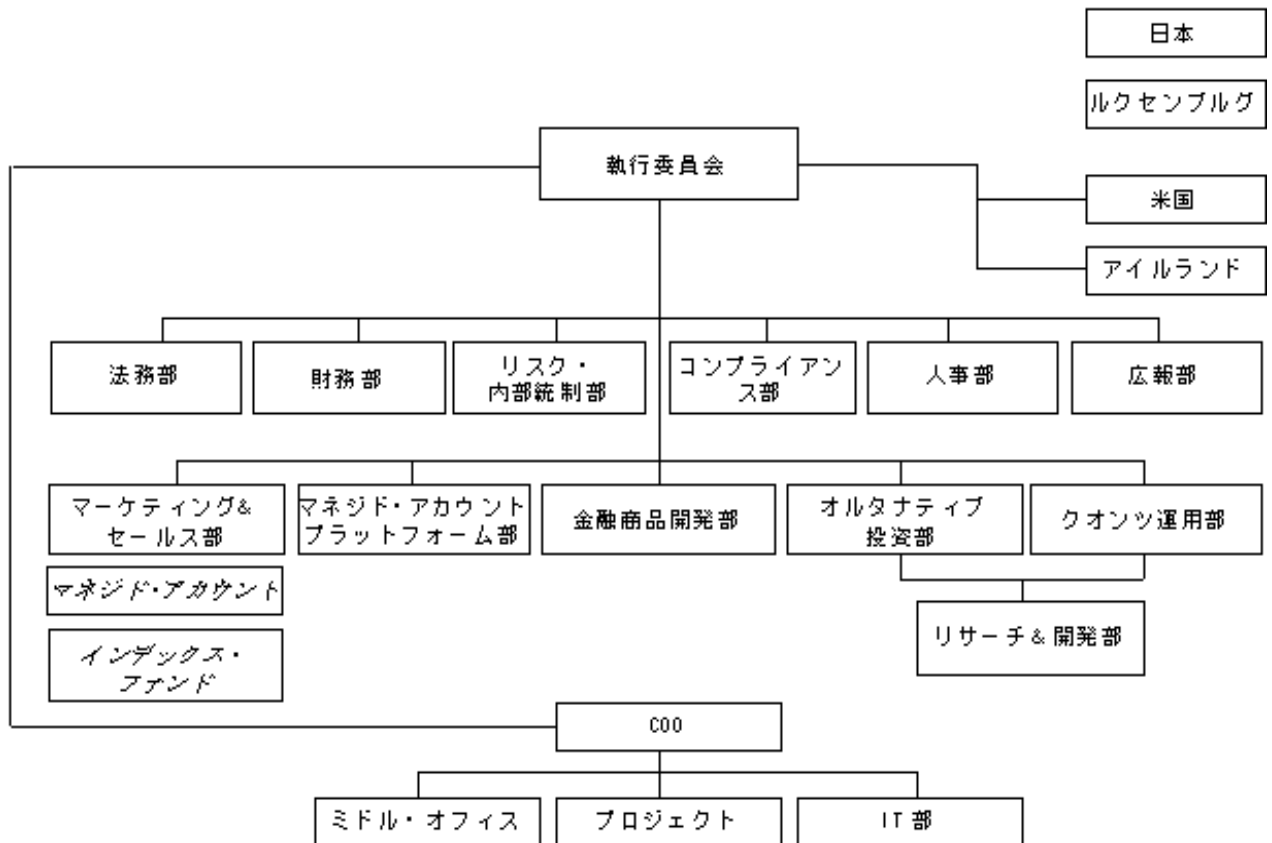
受益証券の発行により受領した申込手取金総額（手数料および費用を控除後）は、本債券に投資されます。本債券の投資収益は、インデックスに連動します。かかるインデックス値は、連動先ファンドの連動先ファンド証券の価値に連動します。連動先ファンドは、保有資産のほぼ100%を、バスケットに配分します。バスケットの内容は、連動先ファンド副運用会社により随時見直されます。当初、連動先ファンド副運用会社は、当初参照ファンドの当初参照ファンド証券に、バスケットの100%を投資することを目標とします。

連動先ファンド副運用会社は、2009年12月1日現在、以下の体制で運用を行っています。

リクソー社は、ソシエテ ジェネラル グループのコーポレート&インベストメントバンキング部門に属し、オルタナティブ投資、仕組商品運用およびクオンツ運用ならびに指数連動型投資を専門としています。

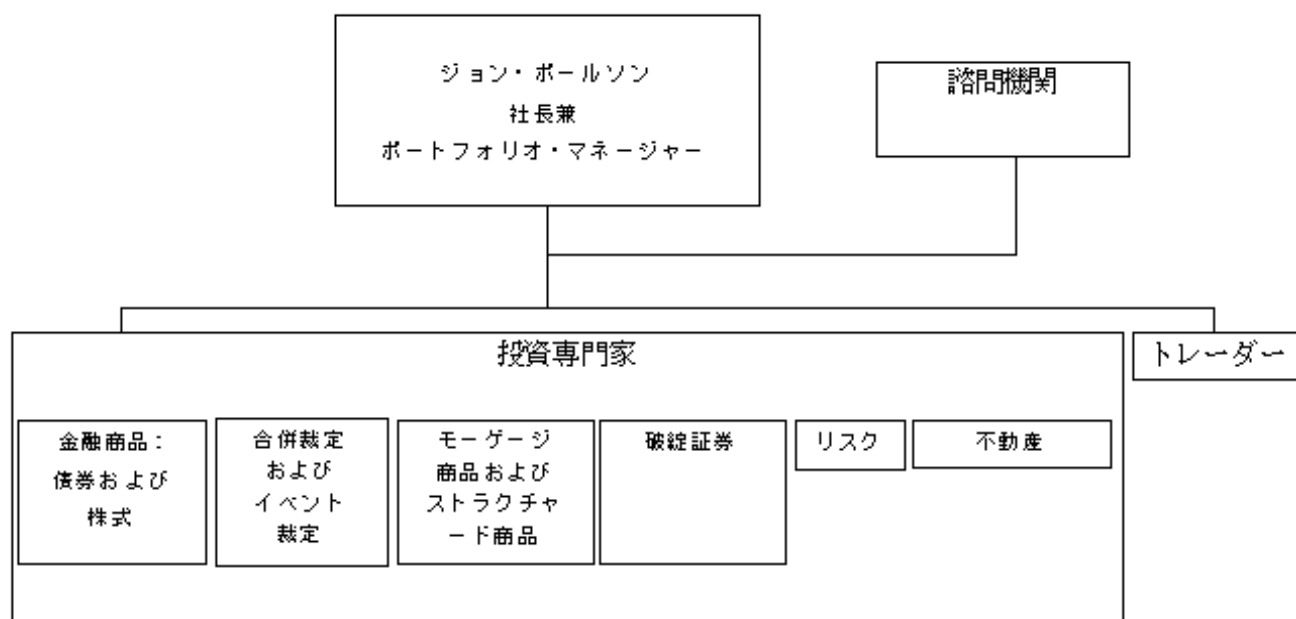
リクソー社には、600名を超えるプロフェッショナルが含まれています。

リクソー社 組織図

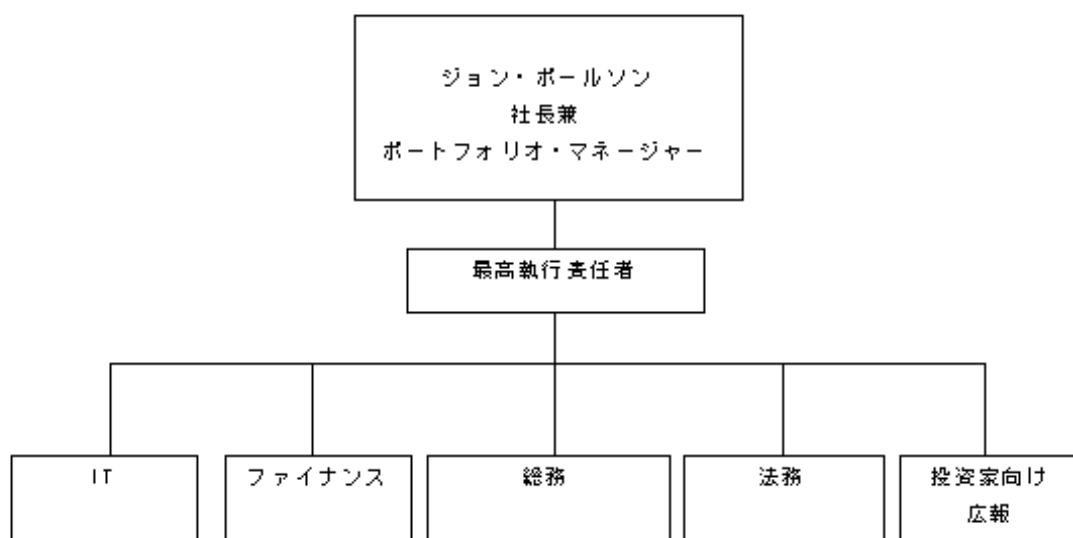


投資アドバイザーは、2009年12月1日現在、以下の体制で運用を行っています。

ポールソン・アンド・カンパニー・インク 投資チーム



ポールソン・アンド・カンパニー・インク 組織図



投資アドバイザーは主として以下の3つの戦略により運用を行います。

合併裁定戦略

関連法制度、企業の評価、事業戦略、投資タイミングなどの要因に基づき、M&A案件の成否を予測し、株式の買収価格と市場価格の乖離から収益を獲得する戦略です。

通常、買収される企業の株式の買い持ちと、買収する企業の株式の売り持ちを行います。

イベント裁定戦略

部門の売却、リストラクチャリング（事業再構築）、株式買戻し、資本構成の変更、破綻、経営陣の交代など、重要な企業イベントから生じる投資機会に焦点をあてる戦略です。

企業イベントがどのように当該企業が発行する証券に影響を与えるかについての判断に基づき、当該企業の証券でポジションを構築します。

破綻証券戦略

既に米国連邦破産法の適用を申請した企業、裁判所外で負債再編のプロセス中の企業、あるいは、間もなくそのような状況に陥る危険性のある企業の証券に投資し、収益の獲得を狙う戦略です。

当戦略の成功には、割安な証券あるいは割高な証券を正しく見出すこと、ポジション構築の最適なタイミングを正しく判断すること、法制面および事業の評価を行う高い専門性があることなどが必要となります。

（４）【分配方針】

管理会社は現在、受益証券の保有者（以下「受益者」といいます。）に対し、分配を行わない予定です。しかしながら、管理会社は、受託会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有するＡクラス受益証券、Ｂクラス受益証券またはＣクラス受益証券（場合に応じて）の口数に応じて、ファンドの投資収益から分配を行うことができます。分配は、当該分配基準日においてその名前がファンドの受益者名簿（以下「受益者名簿」といいます。）に登録されている者に対して行われます。

（５）【投資制限】

ファンドは、その資産の投資に係る、JSDAが昭和48年12月4日に採択した外国証券の取引に関する規則（改訂済）（以下「規則」といいます。）上の制限を含む下記の制限に服します。

- （１）空売りの制限 空売りを行った証券の時価総額は、ファンドの純資産総額以下であること。
 - （２）借入の制限 総額でファンドの純資産総額の10%を超える借入れは禁止されています。ただし、合併、統合その他の臨時または緊急の場合には、一時的にこの10%の制限を超過することができます。
 - （３）株式の取得の制限 ファンドは、（i）いかなる種類の持分証券にも投資せず、（ii）持分証券または株式に投資を行う契約型投資信託に投資せず、また（iii）会社型投資信託に投資しません。
 - （４）流動性の低い証券に対する投資の制限 ファンドは、私募証券、非上場証券または不動産といった流動性に欠ける資産に投資する場合に、これらの投資対象の評価方法の透明性を維持するための適式な方法を取ります。
 - （５）利害関係人との取引の制限 受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運用を害するような取引、例えば受益者の利益ではなく、管理会社や第三者の利益のための取引は禁止されます。
- ファンドはまた、本規則に服し、したがって管理会社および投資顧問会社のいずれもファンドを代理して、
- （６）受託会社および管理会社自身または受託会社および管理会社の取締役を相手方とする取引を行うことはできません。
 - （７）ファンドの利益ではなく、受託会社、管理会社、投資顧問会社その他の関係者の利益を図る取引を行うことはできません。また、
 - （８）証券取引所に上場されていない、または現金化が容易ではない投資対象については、その投資の結果、ファンドが所有する同様の資産の合計額が、ファンドの純資産総額の15%を超えることになる場合、その投資を行うことはできません。

本書に定める主要な投資目的および方針に従い、また上記（３）のとおり、ファンドは株式に投資しませんので、本規則に規定される株式投資の制限は、ファンドに適用されません。

受託会社および管理会社は、受益証券が販売される国の法令を遵守することを目的として、受益者の利益に相反せず、または受益者の利益となるその他の投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

① リスク要因

a. リスク要因

ファンドに関するリスク要因

ファンドへの投資は相当程度のリスクを伴い、以下に要約されている各リスク要因を含みますが、これらに限定されるものではありません。本項は、受益証券への投資に伴うリスクについて完全に列挙することを意図するものではありません。

- (a) 「第二部 第1 2 (1) 投資方針」に記載される戦略またはスキームを実施することが管理会社の意図ではありますが、これらの戦略またはスキームが順調に実施されとの保証はありません。
- (b) ファンドは、連動先ファンドに連動する本債券に投資するため、ファンドへの投資は、相対的に高いリターンの可能性がある一方で、相対的にボラティリティが高くなる可能性があります。
- (c) ファンドおよび受益者は、日本、ケイマン諸島、ジャージー、米国、フランス、オランダ領アンティル諸島、ルクセンブルグその他の関連する国の政府規制や税制の変更またはこれらに関する解釈の変更により直接または本債券の保有を通してマイナスの影響を受ける可能性があります。
- (d) ファンドの本債券への投資は、下記「本債券に関するリスク要因」の項においてより詳しく記載される一定の事由の発生により早期に償還されることがあります。
- (e) 下記「第三部 第2 2 買戻し手続等」に記載のとおり、受益証券は、評価日（以下に定義します。）においてのみ受益者の選択により、管理会社による買戻しが可能です。受益者に対して支払うべき実際の買戻額は、計算代理人が本債券を流通市場において購入するであろう価格に基づいて計算されます。
- (f) ファンドが本債券を通じて投資する市場の通貨とファンドの通貨が異なる場合、通常の投資リスクより大きい追加的な損失（あるいは利益）が見込まれます。
- (g) デリバティブの利用 管理会社は、Aクラス受益証券に係る為替ヘッジ取引に関して、先渡し、オプションおよびスワップなどの店頭デリバティブを利用することができます。これらの取引は取引所において行われず、むしろ、これらの市場において銀行およびディーラーが契約当事者として行われます。Aクラス受益証券は、ファンドが取引する契約当事者が、当該契約の履行をせず、履行能力に欠け、または履行を拒絶するリスクにさらされています。SEC、米国商品先物取引委員会および銀行当局のいずれも、かかる契約における取引について規制していません。デリバティブ市場は、一般に、発展段階であり、価格について異常なボラティリティもしくは不安定性が生じ、市場が流動性をなくし、または信用破綻が生じている期間中、市場がどのように動くかの予想は困難です。ファンドは、為替ヘッジ取引において、間接的または直接的にデリバティブを保有することにより、重大な損失を被る可能性があります。かかる損失は、Aクラス受益証券の保有者が負うものとしします。
- (h) 為替リスクおよび為替ヘッジ取引 Aクラス受益証券は為替ヘッジ取引により、米ドルが日本円との関係でその価値を下げるリスクから保護されますが、Bクラス受益証券は保護されません。したがって、Bクラス受益証券は、米ドル為替の変動の結果、重大な損失を被ることがあります。為替ヘッジ取引は、潜在的な為替損失につき、全部ではありませんが相当程度、Aクラス受益証券を保護することを目的としていますが、同時に、Aクラス受益証券が為替差益から利益を得ることを妨げる可能性もあります。Aクラス受益証券の将来の運用パフォーマンスを予測することが不可能であることから、Aクラス受益証券は、為替リスクに対して、常にオーバーヘッジまたはアンダーヘッジとなる可能性があります。また、かかる為替ヘッジ取引が、Aクラス受益証券の為替リスク軽減に成功するという保証も、またかかる為替ヘッジ取引自体が重大な損失をもたらさないという保証もありません。かかる為替ヘッジ取引は、専らAクラス受益証券に帰属する費用（多大なものとなる場合があります。）を伴います。管理会社によって為替ヘッジ取引に使用されるAクラス受益証券に帰属する資産は、本債券への投資に利用することができません。

ファンドがその目的を達成するとの保証はありません。投資家は、極端な場合には、投資金額のすべてを失う可能性があることをご認識下さい。

ファンドの直接的および間接的な投資は、市場の価格変動に起因する市場リスクおよび他のリスクを伴います。受益者は、ファンドが得る利益、被る損失および負担する費用はすべて受益者に帰属するという点に留意して下さい。

本債券に関するリスク要因

本債券の価格に影響を与える可能性がある一連のリスクに関する一般的な検討事項は、次のとおりです。本項は、本債券への投資に伴うリスクについて、完全に列挙することを意図するものではありません。

本債券への投資の価値は、特定の状況において、上昇することもあれば、下落することもあります。また、本債券への投資のすべてを失うことがあります。

一般的リスク

信用リスク：本債券に関連して本債券保有者に対して支払を行う本債券発行会社の支払能力または支払保証に関する本債券保証会社の支払能力は、本債券発行会社または本債券保証会社が他の債務を引き受け、または負担した場合には損なわれることがあります。本債券保証会社によるいかなる支払保証も、本債券、インデックス、連動先ファンドおよび／または参照ファンド（以下に定義します。）の下落により生じた損失から本債券保有者を保護するものではありません。

信用格付の下落による影響：本債券の価格は、本債券発行会社および本債券保証会社の信用力に対する投資家の一般的な評価によって一定の影響を受けることが予想されます。このような評価は、通常、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッドおよびマグローヒル・カンパニーズ・インクの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービシズ等の代表的な格付機関から、本債券発行会社および本債券保証会社の発行済証券に対して付与される格付の影響を受けます。本債券発行会社または本債券保証会社の発行済債券に対する、いずれかの格付機関による格付が（例えば）下落した場合、本債券の取引価格が下落する可能性があります。

本債券の早期償還：本債券が早期償還された結果、当該早期償還にかかる支払金額は、本債券保有者が支払った各本債券の額面金額または発行価格（の該当する一方）を下回る可能性があります。計算代理人は、連動先ファンド証券の価値または本債券に関するヘッジ取引の条件に影響する事由の発生その他により、インデックスの算出が不可能または非現実的であると考えられる場合、本債券の要項に従い、インデックスを入れ替えるか、本債券の償還式をインデックスから切り離して本債券の償還金額を決定することにより、本債券の早期償還を行う場合があります。かかる早期償還は、市場混乱時に行われるため、決定された本債券の価格が、公表されている直近のインデックスの価格よりも著しく低下することがあり、またゼロになる可能性もあります。

早期償還が行われる場合、再投資リスク、すなわち投資家が当該早期償還時に償還される本債券と等しいリターン特性およびリスク特性を有する他の投資資産を購入することができない可能性が存在します。

連動先ファンド、参照ファンド、投資アドバイザー、参照ファンド副運用会社（以下「関連法人」といいます。）に関するデューディリジェンスが実施されないこと：本債券発行会社、計算代理人であるソシエテ ジェネラルはいずれも、本債券の発行に関連して、いずれの関連法人に関するデューディリジェンス、照会、調査を実施しておらず、かかる関連法人はいずれも、本債券の発行に関与していません。

計算代理人による決定：計算代理人は、連動先ファンド証券の価値または本債券に関するヘッジ取引の条件に影響する事由の発生その他により、インデックスの算出が不可能もしくは非現実的であると考えられるか、または本債券の市場価格および／もしくは本債券の要項に従い算出される本債券の償還価格が不適當であると考えられる場合、本債券の要項に従い、インデックス、償還式および／もしくは満期日に一定の調整を行うか、またはインデックスを入れ替える場合があります。かかる調整の結果、本債券のリスク特性および／または経済的な特性に重大な変化が生じ、結果として本債券がその予定された満期より早く終了する可能性があります。

計算代理人の裁量権：計算代理人は、本債券に関して、特定の状況において、対応策を決定する等の裁量権を有します。当該事項は、計算代理人の単独かつ絶対的な裁量により検討されるため、計算代理人が適

切な方法で、あるいは必ず裁量権を行使する保証はありません。

本債券の評価：本債券の価格は（i）とりわけ、インデックス、連動先ファンドおよび参照ファンドの価格の変動によって変動し、また（ii）本債券発行会社および／または本債券保証会社の信用状況（信用格付を含みます。）が変化したことを受けて変動することがあります。

インフレ：インフレ率は、インフレが生じていない場合と比較して、本債券の実際の収益率に影響を及ぼします。

収益：本債券のリターンは、投資が本債券ではなくインデックス、連動先ファンドおよび参照ファンドに対して行われた場合に得られたであろう収益と直接比較することはできない可能性があります。

相関性：本債券の市場価格は、インデックス、連動先ファンドもしくは参照ファンドの価格と完全なもしくは高い相関性を有さない場合があります、またはかかる価格に追従して変動しない場合があります。

ボラティリティ：本債券の価格はインデックス、連動先ファンドおよび／または参照ファンドのパフォーマンスの価格の変動によって変動します。

新興国市場および非OECD加盟国における政治的リスク：本債券のパフォーマンスおよび／または本債券の購入、売却、買戻しができるか否かは、一般的経済情勢の変化ならびに政治情勢、政策の変更、資本移転の制限および規制の変更といった不確定要素により影響を受けることがあります。これらのリスクは、新興国市場もしくは非OECD加盟国への投資、またはこれらの国に関連する投資においては増大することがあります。

元本の保証がないこと：本債券の元本は、たとえ本債券が満期日まで保有されとしても、保証されていません。本債券は、最終的に連動するインデックス、連動先ファンドまたは参照ファンドへの直接投資と同じレベルの市場リスクを有しており、したがって、本債券保有者は、インデックスの価格がゼロまで下落した場合には全投資額を喪失することがあります。したがって、これらの本債券の購入は、その当初投資額の全部または一部を失うリスクを負うことができる投資家のみに適しています。

証券の取引：本債券発行会社および本債券保証会社は、本債券が流通市場でどのように取引されるのか、流通市場が存在するかどうか、または、流通市場が存在する場合、かかる市場の持続性もしくは流動性について保証しません。市場環境が厳しい場合、本債券の価格が急落する可能性、また利用可能な流通市場が存在しない可能性があります。本債券には、確定した償還日があり、かかる日において本債券は自動的に償還されます。この日より前に、本債券の市場は存在しない可能性があり、また本債券保有者がその保有する本債券の一部または全部を売却することができない可能性があります。マーケットメーカー（もしあれば）に対してその買呼値で売却することが本債券を売却する唯一の方法となる可能性があります。

利益相反：ソシエテ ジェネラルが率いるグループ企業のメンバーは、本債券に関連して本債券発行会社、計算代理人、連動先ファンド副運用会社および／もしくは参照ファンドに関する副運用会社として行動しており、またはそのように行動することがあります。かかる関係法人は、また、本債券の募集その他に関連して本債券、インデックス、連動先ファンドおよび／または参照ファンドに関するヘッジ取引、マーケットメーカーとしての取引または自己勘定投資を行うかもしれません。このような役割には、本債券に関連する決定が含まれ、利益相反が起こる可能性、また本債券の価格にマイナスの影響を与える可能性があります。

連動先ファンドおよび／または参照ファンドにかかる請求権：本債券は、連動先ファンドおよび／もしくは参照ファンドまたはそれらのいずれかの資産に対する請求権を表章するものではありません。連動先ファンドおよび／または参照ファンドは、本債券につき支払われる金額を決定することを唯一の目的

として参照される理論上の資産であり、かかる連動先ファンドおよび／または参照ファンドに対し、本債券保有者は本債券に基づく何らの償還請求権を有しません。本債券は、関連法人から保証されること、資金を提供されること、または販売を促進されることはなく、またこれらの当事者がとる行動が本債券保有者にもたらす結果を考慮する義務はありません。

成果または遵守のモニタリングが行われないこと：計算代理人および本債券発行会社は、関連法人のまたは関連法人に関する活動もしくは任務の成果を、または関連法人が拘束される契約もしくは適用ある機関による適用ある法律、規則、判決、命令もしくは指令の遵守を積極的にモニターはしません。計算代理人または本債券発行会社は、当該任務違反もしくは当該不遵守の結果生じた損失、または、いかなる政府、行政、立法もしくは司法当局の現在もしくは将来における法律、規則、判決、命令もしくは指令もしくはその解釈の結果、関連法人のまたは関連法人に関する当該活動の全部もしくは一部が非合法、違法もしくは禁止されているまたはされるようになった場合、その結果生じた損失の責任を負うことはありません。上記に記載された状況が発生した場合、本債券の価格および本債券への投資にかかる投資家の収益に重大なマイナスの影響を与える可能性があります。

限定される提供情報：関連法人は、その運営について採用された戦略等の限定された情報のみ提供する予定です。本債券保有者は、本債券の価格にマイナスの影響を与える可能性がある突然の、予想外かつ大幅な価格変動（これは、外部要因、金利、為替、経済的な事象、政治的な事象等の要因による影響を受けるかもしれません。）に対して、かかる限定的な情報のみに基づき対応する準備ができていなければなりません。本債券発行会社も、計算代理人であるソシエテ ジェネラルも、関連法人の事業、財務状況、見通し、信用力または現在の状態に関する表明は行いません。本債券発行会社、計算代理人であるソシエテ ジェネラルは、関連法人に関する非公開情報を取得しているかもしれず、または本債券の期間中取得するかもしれません。これらの者は、関連法人の事業、財務状況、見通し、信用力もしくは現在の状態に関する情報を本債券保有者のために提供し、それらの精査を続ける義務、またはかかる関連法人に対して調査もしくはデューディリジェンスを行う義務は有していません。

参照ファンドの戦略リスク：本債券発行会社および計算代理人は、集中投資のリスクをモニターせず、また外部で発生した事象による参照ファンドの価値に対する影響を評価しません。参照ファンドは、特定のクラスの資産、特定の相手方当事者、特定の通貨に対するエクスポージャーまたはレバレッジを制限する必要はなく、高いエクスポージャーで集中投資する場合、取引リスク、金利リスクおよび為替のリスクは増加します。かかる高いエクスポージャーは、参照ファンドの価値の変動につながり、これは本債券の価格に影響を与える可能性があります。

インデックスに関するリスク要因

計算代理人は、連動先ファンド証券の価値または本債券に関するヘッジ取引の条件に影響する事由の発生その他により、インデックスの算出が不可能もしくは非現実的であると考えられるか、または本債券の市場価格および／もしくは本債券の要項に従い算出される本債券の償還価格が不適当であると考えられる場合、本債券の要項に従い、インデックス、償還式および／または満期日に一定の調整を行うか、インデックスを入れ替えるか、本債券の償還式をインデックスから切り離して本債券の償還金額を決定することにより本債券の早期償還を行う場合があります。かかる調整の結果、インデックスおよび／または本債券のリスク特性および／または経済的な特性に重大な変化が生じ、結果として本債券がその予定された満期より早く終了する可能性があります。かかる早期償還は、市場混乱時に行われるため、決定された本債券の価格が、公表されている直近のインデックスの価格よりも著しく低下することがあり、またゼロになる可能性もあります。

連動先ファンドに関するリスク要因

連動先ファンドが行う投資および採用する戦略には固有のリスクおよび検討事項が存在するため、連動先ファンド証券への投資は投機的です。したがって、連動先ファンド証券への投資には大きなリスクが伴います。

当該証券の価値は急激に減少する可能性があり、その結果として連動先ファンド証券への全投資額が失われる可能性があります。

連動先ファンドへの投資または連動先ファンドによる参照ファンドもしくはこれを構成する有価証券への投資に伴う特定のリスクは、下記のとおりです。

投資スキーム：連動先ファンドへの投資には、直接的または間接的に多くの重大なリスクを伴うおそれがあります。これは連動先ファンドがオープンエンド型、クローズドエンド型にかかわらず、規制されていないファンドまたは集団投資スキームを含み、様々なファンド、投資信託、ヘッジファンド、ファンド・オブ・ファンズ、その他あらゆる種類の投資スキームに投資するためであり、これらには、運用会社であるSGハンブロス・ファンド・マネージャーズ（ジャージー）リミテッドより一定の機能（それぞれの外部投資アドバイザーによりリスク違反がなされていないかのモニタリングを含みます。）を委託されている、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが副運用会社となる集合投資ファンドを含みますが、これに限定されるものではありません。かかる参照ファンドの主な投資ポートフォリオの資産管理は、指定された投資アドバイザーが、かかる参照ファンドに適用される特定のオルタナティブ投資戦略に従って行います。

連動先ファンドのパフォーマンスは、連動先ファンドの資産が随時投資される可能性がある投資スキーム（最初のかかる投資スキームは当初参照ファンドとし、その後の投資先の投資スキームと合わせて「参照ファンド」といいます。）のパフォーマンスに大きく左右されます。連動先ファンドは、参照ファンド運用会社側の詐欺行為または虚偽の表示のリスクから保護されません。

投資スキームおよび参照ファンドは、それぞれ、投資方針および／または投資ストラクチャーにより詳細が変化する特有のリスク要因を有します。将来における投資スキームおよび／または参照ファンドのリスク要因については、関連する副運用会社の事務所に要求の上、入手することができます。

参照ファンドのポートフォリオの分散化の欠如に伴うリスク：連動先ファンドは、単一または少数の参照ファンドのみに投資することがあり、その場合、連動先ファンドは（とりわけ、そのパフォーマンスに関して）、参照ファンドを運用し投資ポートフォリオに対する投資裁量権を有する投資アドバイザーの専門知識および能力に対して大きく依存することとなり、かかる投資アドバイザーの代表者の就業不能、離脱または退任がその投資結果に著しい影響を与える可能性があります。

参照ファンドへの投資に伴うリスク：参照ファンドは、流動性について制限を受けることがあります。連動先ファンドにとって、投資資産の換金が困難になった場合、（i）連動先ファンドの純資産価格の計算および／または償還／換金手取金の支払が遅延したり、（ii）連動先ファンドの純資産価格の計算が停止されることがあります。

上記（i）の場合、連動先ファンドのどのクラスの参照ファンド証券への直接投資またはそのパフォーマンスに関連する投資も、非常に非流動的であるとみなされ、かかる非流動性には様々な高いリスクを伴い、上記（ii）において、連動先ファンドのあるクラスの純資産価格の計算が中断した場合、当該クラス証券の購入または解約ができなくなる可能性があります。

かかる中断の直前に公表される当該クラス証券1口当りの純資産価格と、かかる中断が解除された直後に公表される当該クラス証券1口当りの純資産価格が著しく異なることがあります。

さらに、一部の参照ファンドは、かかる参照ファンドに対して規制当局がほとんどまたは全く監視しない法域において設立され、かかる法域を拠点とすることがあります。そのような場合には、連動先ファンド運用会社および連動先ファンド副運用会社は可能な限り、かかる参照ファンドに関して連動先ファンドの利益を保護するための独自の保護措置を提供するべく努めますが、かかる保護は規制当局に監視される場合よりも効果が低いことがあります。

参照ファンドのポートフォリオ分散に伴うリスク：連動先ファンドは、投資方法および投資市場を分散させるため、それぞれがお互い独立して投資する多様な参照ファンドに投資します。当該分散は損失を相殺することを目的としていますが、かかる戦略により全体的に損失をもたらさないという保証はありません。さらに、一部の参照ファンドは、時に経済的に相殺する投資ポジションをとることがあります。かかる投資ポジションにより、全体的に損益を生じていない場合であっても、連動先ファンドに取引費用や手数料がかかることがあります。最後に、連動先ファンドは、投資方針に従って、いつでも参照ファンド間で資産を再配分することができます。かかる再配分は、連動先ファンドまたはいずれかの参照ファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

評価リスク：一部の参照ファンドは、活発に取引されない金融商品および有価証券に投資することがあり、かかる投資資産の評価に関する不確定要素がある可能性があります。投資家は、そのような状況において、当該参照ファンドの純資産価格、ひいては当該クラス証券1口当りの純資産価格がマイナスの影響を受けるおそれがあることについて、注意が必要です。

ボラティリティの高い商品に対する投資およびレバレッジのリスク：一部の参照ファンドは、新興国市場ファンド、非投資適格債または金融派生商品などのボラティリティの高い商品に投資することがあります。さらに、参照ファンドは、デリバティブや借入金の利用を通じてレバレッジ戦略を実施することがあり、これにより、その純資産価格のボラティリティおよび損失のリスクが更に増加するおそれがあります。

デリバティブの利用：一部の参照ファンドは、参照ファンドの取引にレバレッジをかけるためにデリバティブを利用することがあります。かかるデリバティブは、空売りやオプションの売り建てにも利用されることがあります。デリバティブの利用は、投資におけるより高いリターンの機会が得られる一方で、かかる投資資産のボラティリティおよび損失のリスクを増加させ、当初の証拠金やプレミアムを大きく上回る損失を被る可能性があります。

新興国市場への投資：一部の参照ファンドの投資資産には、新興経済国や新興国市場の発行体の有価証券が含まれる場合があります。このような国々の多くは、政治・経済構造が著しい進化と急速な発展の最中であり、かかる国々は先進国並みの社会的、政治的および経済的な安定性を欠いていることがあります。かかる国々の一部においては、過去において私有財産権を認めなかったことや、時には民間企業の財産を国有化または収用したことがあります。その結果、国有化、財産の収用、または通貨の交換の制限等のリスクを含む、このような国々への投資リスクは増加する可能性があります。さらに、予期せぬ政治的または社会的展開が参照ファンドの投資資産の投資価値に影響を与えるおそれがあります。

為替リスク：一部の参照ファンドの資産の大部分については、参照ファンドの純資産価格の基準通貨以外の通貨建て（複数の通貨の場合もあります。）で管理されることがあります。さらに、外国為替市場などの市場の一部では、市場に直接的または間接的に影響を及ぼす可能性のある政府による介入を受けることがしばしばあります。

回転率および分散：一部の参照ファンドは、相当な取引費用を他のファンドへの投資を通じて直接的または間接的に負担する必要が生じることがあります。さらに、分散の結果、参照ファンド全体では利益を生じていない場合であっても、一部の参照ファンドのアドバイザーが、アドバイザー報酬および成功報酬を受け取ることがあります。

非流動性商品：一部の参照ファンドは、投資方針の一環として、特定の商品性によって、他の商品よりも流動性が大幅に低い商品に投資することがあります。結果として、参照ファンドは、当該資産の価格が著しく変動する可能性のある期間中に資産の現金化を試みた場合、大幅な遅延を被る可能性があります。

参照ファンド運用会社の個人への依存：特定の参照ファンドに関する一部の運用会社は一人の個人だけ

を擁する場合があります。かかる個人が死亡、資格喪失、または事業から撤退した場合、参照ファンドは該当する投資ポジションの解消前またはその最中に損失を被る可能性があります。

参照ファンドにおける取引相手リスク：一部の参照ファンドは、スワップ、買戻し、貸付け、その他の店頭（以下「OTC」といいます。）取引を行うことがあります。かかる取引に関して参照ファンドの取引相手が破産または一般的な債務不履行となった場合、参照ファンドは、それまでに高いリターンを生んでいたにもかかわらず、その資産を回収することができず、著しい損失を被る可能性があります。

参照ファンドにおいて支払われる費用：ほとんどの参照ファンドでは、収益性の如何にかかわらず、通常運用資産の1%から2%の年率運用報酬またはアドバイザー報酬の支払が要求されます。さらに、ほとんどの参照ファンドでは、一定の制限下で参照ファンドに生じた利益の約20%の成功報酬がかかります。一度支払われた成功報酬を、連動先ファンドが持つその他の参照ファンドにより生じた損失と相殺すること、または参照ファンドがその後損失を生じてでも払い戻すことはできません。かかる報酬は、連動先ファンドの資産から別途支払われるその他の費用に加え、連動先ファンドから参照ファンドの投資家として支払われます。

損失リスク：連動先ファンド証券の価格は、上昇することもあれば、下落することもあり、投資家は当初の投資金額が回収できないことがあります。

連動先ファンドが保有する投資資産および投資ポジションは、(i) 相場の変動、(ii) 取引相手の信頼性および (iii) 当該投資の利益を上げるためまたは当該投資ポジションを持つために連動先ファンドが採用した戦略を実際に実施した際のオペレーション上の効率性に影響されます。したがって、連動先ファンドの投資は、特に市場リスク、信用リスクおよびオペレーション上のリスクにさらされています。

いかなる場合であっても、かかるリスクおよび連動先ファンドの投資資産の価格にマイナスとなるその他の有害事象の発生は、高い確率で連動先ファンド証券の価格の著しい下落をもたらします。連動先ファンドが実施する戦略に内在するリスクのため、常に連動先ファンド証券の価格は著しく下落する可能性があります、ゼロにまで落ちる可能性もあります。

ボラティリティ：連動先ファンド証券への投資は非常にボラティリティが高い場合もあり、そのため、保有する当該証券の価格が著しく変動する可能性があることを投資家は認識すべきです。したがって、当該証券の価格は、時間的長さに関係なく、あらゆる期間において著しく変動することがあります。当該証券が影響されるであろうボラティリティによって、当該証券の価格について、その上昇幅も、下落幅も拡大することが予想されます。

市場リスク、競争および規制または介入：連動先ファンドが投資を予定する金融商品およびかかる商品の発行体または取引相手は、特に需給の変化、国の法律、規制および取り締まり、取引、金融財政政策ならびに国内外の政治経済情勢の影響を受けると考えられます。かかる要因がかかる商品の価格に及ぼす影響は、一般的に予測することが困難です。かかる規制または介入は、連動先ファンドのパフォーマンスに悪影響を与えることがあります。

連動先ファンドの投資目的の達成：連動先ファンドが、その投資目的を達成するという保証はありません。連動先ファンド副運用会社が、連動先ファンドに利益をもたらすように連動先ファンドの資産を配分できるという保証はありません。また、連動先ファンド運用会社および／または連動先ファンド副運用会社によって策定され、連動先ファンドの目論見書の投資目的、投資方針および投資手法に記載された投資戦略および資産配分戦略が、連動先ファンド証券の価格にプラスに働くという保証はありません。連動先ファンドは、一部の金融市場においては価格が上昇している時であっても、損失を被ることがあります。

過去のパフォーマンス：連動先ファンド運用会社および／または連動先ファンド副運用会社の過去のパフォーマンスから、将来の連動先ファンドへの投資結果を予想することはできません。

クラス間の相互支払義務：連動先ファンドは一つの法人であり、すべての債務は、いずれのクラスに帰属するかにかかわらず、関連する債権者と別段に合意しない限り、連動先ファンド全体を拘束し、したがって、1つのクラスの債務は、1つまたは複数のその他のクラスにも影響し、それらのクラスから支払われることがあります。かかる事態は、連動先ファンドの主要な投資資産が、すべてのクラスが参加し、またこれに関して特定のクラスに対して債務を制限することなく第三者との間で取引が行われる1つの投資ポートフォリオで構成される場合、および連動先ファンドが、特定のクラスにレバレッジをかけるために借入その他の取引契約を締結し、当該借入その他の取引に係る連動先ファンドの債務が当該クラスに限定されていない場合に、発生し易くなります。いずれかのクラスが支払不能に陥りまたはその資産を使い果たし、そのためにその債務のすべてを履行できない場合、その他のクラスに帰属する連動先ファンドの資産の全部について、支払不能に陥った当該クラスの債務の履行に充当されることがあります。連動先ファンドの取締役は、当該ファンドの設定日において、いかなる既存のまたは偶発的な当該債務も認識していませんでした。

通貨リスク：連動先ファンド証券は、異なる通貨（一クラスにつき一通貨）で発行、評価および償還されることがあります。クラス通貨は、基準通貨たる米ドルとは異なる通貨である場合があります。連動先ファンド副運用会社は、クラス通貨が米ドルとは異なるクラスに関して、米ドル／クラス通貨の為替レートの変動から当該証券保有者の投資を保護するために、当該クラスの勘定で、為替ヘッジ取引を行うことができます。連動先ファンド副運用会社が、当該クラスに関連する当該証券の価格変動の影響を低減するためにかかる取組みを行ったにもかかわらず、様々な理由により、かかるヘッジ商品と米ドル／クラス通貨の為替レートの変動との間に完全な相関関係が得られない場合があります。このような不完全な相関関係により、意図されたヘッジ効果が得られない、または当該クラスが損失リスクにさらされる場合があります。さらに、当該リスクに加えて、かかるヘッジが実行または運用された結果、当該クラス証券のパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす費用のみが発生することとなる場合があります。したがって、上記の意図される保護の取組みが完全であると考えすることはできません。このため、同様の投資目的および戦略を有しながら異なるクラス通貨建てである2つのクラスにおいて、このような潜在的な不完全性およびヘッジ取引に係る費用により、異なる水準のパフォーマンスが得られる可能性があります。

さらに、資産および債務の主な表示通貨が、投資通貨（すなわち、投資家が投資する連動先ファンド証券のクラス通貨）とは異なる場合は、投資通貨（すなわち、クラス通貨）とかかるその他の通貨との間の為替レートの変動から生じる損失リスクの可能性を考慮する必要があります。

償還：以下の事実留意する必要があります。

- (i) 連動先ファンド証券は、連動先ファンドの目論見書に記載される一定の状況において、連動先ファンド運用会社または連動先ファンド副運用会社により強制的に償還されることがあります。主要な投資ポートフォリオおよび／または該当するクラスが連動する金融商品の全部またはほとんどの部分が、所定の取引日に上記の強制償還に基づき清算された場合、当該クラス証券の1口当り純資産価格は、結果的に重大な悪影響を被る可能性があります。
- (ii) 当該証券の大量の解約が発生した場合、連動先ファンド副運用会社またはその受任者にとって、不適当な時期または不利な条件のいずれかにおいて投資ポジションを清算することなしには、確実に十分な資金を入手することがより困難になることがあります。したがって、連動先ファンドは、その目論見書に詳述される一定の状況下での解約を制限する方針を有します。かかる制限により、一部または全部の当該証券の解約を希望する当該証券保有者は、期待する期間内または価格で解約することができないことがあります。かかる制限に特有の結果として、当該証券への投資は、非流動的とみなされなければなりません。
- (iii) 連動先ファンドの目論見書に詳述されるとおり、クラスを構成する金融商品の重大な非流動性をもたらす例外的な状況下において、当該証券は、現物償還されることがあります。かかる可能性に特有の結果として、当該証券への投資は、非流動的とみなされなければなりません。

純資産価格の計算：連動先ファンド証券の1口当り純資産価格は、連動先ファンドの目論見書に詳述さ

れるその方針および手順に従って、連動先ファンド副運用会社により誠実に決定されます。かかる方針および手順は、一般的に適用される方針および手順とは（場合により著しく）異なる場合があります。

報酬および費用：連動先ファンドの収益性の有無および特定のクラスの連動先ファンド証券の価値の値上がりの有無にかかわらず、連動先ファンドおよび当該クラスは、クラス事務代行報酬およびクラス管理報酬を含む報酬および費用（連動先ファンドの目論見書に詳述されます。）を支払うことを要求されます。かかる費用および報酬は、連動先ファンド証券のパフォーマンスに影響します。

さらに、連動先ファンドの資産が投資される可能性があり、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイが副運用者を務める各集合投資ファンドは、副運用者であるリクソー・アセット・マネジメント・エス・エイ、運用者であるSGハンブロス・ファンド・マネージャーズ（ジャージー）リミテッド、保管者であるSGハンブロス・トラスト・カンパニー（チャンネル諸島）リミテッドおよびそれらの各投資アドバイザーに対して、当該集合投資ファンドに関する役務に関連する一定の報酬、費用および手数料（当該集合投資ファンド証券の償還および購入にかかる報酬を含みます。）を支払い、これらの会社は、かかる報酬、費用および手数料を、連動先ファンドによって支払われる報酬および費用に加えて、自己のみの使用および利益のために保有することができます。また、連動先ファンドの資産は、リクソー・アセット・マネジメント・エス・エイもしくはその関連会社が運用者もしくは副運用者を務めるか、または当該法人が職員、販売者、スポンサー、後援者、投資アドバイザーもしくは投資マネージャー、もしくはこれらに類似した役割を務める投資スキームにも投資される可能性があります。このような場合、当該投資スキームは、当該法人に対して、当該投資スキームに関する役務に関連する一定の報酬、費用および手数料を支払い、当該法人は、かかる報酬、費用および手数料を、連動先ファンドによって支払われる報酬および費用に加えて、自己のみの使用および利益のために保有することができます。

その他手数料：連動先ファンド副運用会社および／またはその各関連会社は、ブローカー、ディーラー、銀行、投資アドバイザーまたは参照ファンド運用会社から、連動先ファンドが当該ブローカー、ディーラー、銀行、投資アドバイザーまたは参照ファンド運用会社へ支払った手数料および報酬ならびに当該ブローカー、ディーラー、銀行、投資アドバイザーまたは参照ファンド運用会社が連動先ファンドへ支払った利息に関する金額を、随時受領することができます。かかる金額は、連動先ファンド副運用会社が当該ブローカー、ディーラー、銀行、投資アドバイザーまたは参照ファンド運用会社に依頼した事業（連動先ファンドのために行われた事業を含みます。）の対価として、連動先ファンド副運用会社またはその各関連会社に対して支払われる場合があります。連動先ファンド副運用会社および／またはその各関連会社は、連動先ファンドへの説明責任を負うことなく、自らの利益のためにかかる金額を留保することができます。

早期償還：連動先ファンドの早期償還事由が発生した場合、かかる早期償還は、各クラスにより負担される報酬の未償却部分につき早期に償却させるため、そうでない場合と比較すると分配可能な金額を減少させます。連動先ファンドが保有する一定の金融商品は、極めて非流動的であり、市場価値をほとんどまたは一切有さないことがあります。売却または分配の時点において、連動先ファンドが保有する一定の証券の価値が、当該証券の取得原価を下回り、またはその非流動性により、その評価の時点で一般的であったものと比べて不利な条件で清算され、その結果投資家に損失がもたらされる可能性があります。

適用法の変更：連動先ファンドは、様々な法律上の要件（特に、様々な法域における集団投資スキーム法、証券法、税法および年金法により課せられる要件を含みます。）を遵守しなければなりません。かかる法律のいずれかが、連動先ファンドの予定存続期間に変更された場合、連動先ファンドおよびファンド証券保有者に適用される法律上の要件は、現行の要件と著しく異なる場合があります。かかる適用法の変更の結果、特に、連動先ファンド副運用会社が、投資目的を達成し得る程には投資方針および投資手法を十分に実行できない可能性があります。このことは、連動先ファンド証券のパフォーマンスに影響する場合があります。

取引相手リスク：連動先ファンドの一定の資産は、1つもしくは複数の当事者または連動先ファンドの取引相手（主要なブローカーおよび副保管会社を含みますが、これらに限られません。）により保有されることがあります。連動先ファンドのかかる資産は、これらの取引相手および取引相手の債権者に対して引き渡される可能性があります。したがって、連動先ファンドの資産は、連動先ファンドが取引等を実行するかかる当事者および取引相手の信用力または支払能力のリスクにさらされます。

利益相反：連動先ファンドの取締役、保管会社、運用会社、副運用会社およびそれらの各関連会社は、連動先ファンドに関する一定の利益相反に直面する可能性があり、また連動先ファンドの投資戦略と類似する投資戦略を用いる他の投資主体およびその他一般的な事業に関与することができます。連動先ファンド副運用会社は、連動先ファンドをして、ソシエテ ジェネラル グループ、連動先ファンドの取締役、保管会社、運用会社、副運用会社またはそれらの各関連会社に対して財務上の利害関係を有する金融商品に投資を行わせる、つまりエクスポージャーを持たせること、またはそれらが他の財務上または事業上の関係を有するブローカーまたはその他の者と取引を行わせることができます。

また、連動先ファンドは、自らの勘定で報酬、手数料またはマージンを得ることのできるソシエテ ジェネラル グループ、連動先ファンド副運用会社またはその各関連会社と、取引を直接行うことができます。ただし、かかる取引が公正妥当に行われる場合に限られます。ソシエテ ジェネラル グループおよび連動先ファンド副運用会社は、自らの勘定で、かかる商品の取引から生じる可能性のあるすべての利益および利得を得る権利を有します。かかる事業上の関係の結果として、連動先ファンドは、損失を被るか、または利益を実現する機会を失う可能性があり、したがって、その投資目的を達成するためにすべての機会を最大限に生かすことができない可能性があります。

連動先ファンドは、特定の資産に対するレバレッジを利用したエクスポージャーを獲得するために、ソシエテ ジェネラルから、もしくはそれを通じて資金を借入れ、またはソシエテ ジェネラルとOTC取引をすることがあります。この場合、連動先ファンドは、ソシエテ ジェネラルに対してその資産についての担保権を付与することがあります。ソシエテ ジェネラルは、かかる借入れおよびOTC取引に関して、手数料を受領することもあります。

連動先ファンド副運用会社は、かかる借入れおよびOTC取引において、ソシエテ ジェネラルの代理人に任命され、それにより潜在的な利益相反に直面するおそれがあります。かかる利益相反が生じた場合、連動先ファンドは、連動先ファンド副運用会社がソシエテ ジェネラルに代わって、その利益のために働くが、連動先ファンドに代わって、その利益のためには働かないということに同意することがあります。

また、ソシエテ ジェネラル グループまたはその関連会社は、連動先ファンドに関連してデリバティブを発行する場合があり、かかる商品が市場へ導入されることにより、連動先ファンド証券の価格が影響を被る可能性があります。

連動先ファンド運用会社、連動先ファンド副運用会社およびその関連会社または関係者は、連動先ファンドと同一もしくは類似の、または異なる投資資産または投資ポジションに関し、自らの勘定により取引を行うことができ、また連動先ファンドの投資家以外の投資家のために売買一任勘定および投資アドバイスの提供を行うことができます。連動先ファンド運用会社、連動先ファンド副運用会社またはその関連会社もしくは関係者は、自らの勘定により、および／または連動先ファンドの投資家以外の投資家を代理してもしくは当該投資家の勘定により、投資する、または投資ポジションを取得することができます。投資または取引の機会に参加することが、連動先ファンドもしくは連動先ファンド副運用会社および／または連動先ファンドの投資家以外の1名または複数名の投資家にとって、連動先ファンド副運用会社がその勘定により取引を行う当該投資家にとって、適切であると連動先ファンド副運用会社が判断する場合、連動先ファンド副運用会社は、公正に注文を実行するよう努めます。連動先ファンド副運用会社は、通常、かかる状況において、当該各勘定について同時に注文を行うよう努めます。かかる注文が同一の価格で成立しなかった場合、連動先ファンド副運用会社は、連動先ファンドおよび他の各勘定間において、かかる注文が成立した価格の平均額が支払われるかまたは受領されるよう図る場合があります。連動先

ファンド副運用会社は、一般的な市況下でかかる注文を完全に実行できなかった場合、各勘定のために行った注文の規模および連動先ファンド副運用会社が必要であるとする他の要因を考慮の上、連動先ファンド副運用会社が公正であると判断する方法で、投資資産または投資ポジションを、連動先ファンド副運用会社、連動先ファンドおよび他の勘定の間で配分することができます。

連動先ファンドの設立書類には利益相反の解決に関する手続は記載されていませんが、連動先ファンド運用会社および連動先ファンド副運用会社は、利益相反が公正に解決されるよう努める一般的な義務を有します。

ソシエテ ジェネラルによる連動先ファンドの間接支配：連動先ファンドは、連動先ファンド運用会社により発行人証券を保有されているため、連動先ファンド運用会社の子会社であり連動先ファンド運用会社により支配されています。連動先ファンド運用会社および連動先ファンド副運用会社は、ソシエテ ジェネラルの間接的な子会社でありソシエテ ジェネラルにより間接的に支配されています。

上記に挙げられたリスク要因は、連動先ファンドへの投資に係るリスクの完全な一覧であると判断されるべきではありません。連動先ファンドへの投資は、随時、例外的な他のリスクにさらされる可能性があります。

上記に挙げられたリスク要因は、関連するファンドの投資スキームに係る潜在的なリスクの完全な一覧ではありません。

当初参照ファンド特有のリスク要因

デリバティブ：当初参照ファンドは、レバレッジを利用したもしくは利用していない特定の証券、通貨、金利、指数、市場の投資パフォーマンスを修正もしくは交換するため、または当初参照ファンドの投資ポジションの相対的価値の変動をヘッジするため、デリバティブを利用する場合があります。かかる商品は、一般的に取引相手リスクを有しており、意図される効果を得られずに参照ファンド証券保有者に対してより多大な損失または利益をもたらす可能性があります。かかる投資はすべて、投資額の全部または一部に及ぶ損失をもたらす可能性のある追加リスク（特に金利リスクおよび信用リスクのボラティリティ、世界市場および国内市場における価格および需要の変動リスク、ならびに一般的な経済的要因および経済活動のリスク）にさらされます。デリバティブは、市場の動きを著しく増幅させることができる一方で、投資した金額以上の損失をもたらす可能性のある高いレバレッジが組み込まれている場合があります。

取引所にて取引される商品が非流動的となる可能性：値幅制限等の市場の状況により、当初参照ファンドが、取引所においていつでも希望の価格で売買注文を実行できるまたは投資ポジションを手仕舞うことができるとは限りません。取引所における取引が停止または制限された場合、当初参照ファンドが、投資アドバイザーが望ましいと考える条件で取引の実行または投資ポジションの手仕舞いをすることができない可能性があります。

デリバティブのOTC取引：当初参照ファンドは、証券取引所で取引されていない、つまり標準化されていない投資資産に、資産の一部を投資する場合があります。このようなOTC取引は、先渡し契約またはオプション等です。OTCデリバティブ取引は、投資ポジションを手仕舞うための取引市場が存在しないため、取引所で取引されるデリバティブへの投資よりも高いリスクを伴います。既存の投資ポジションの手仕舞い、取引所外取引により生じた投資ポジションの価格の算定、またはさらされているリスクの算定を行うことが不可能である場合があります。このような投資に関して、当初参照ファンドは、取引相手がかかる契約の履行を怠るか、履行できないかまたは履行を拒否するリスクにさらされています。

市場の非流動性または混乱により、当初参照ファンドが多大な損失を被る可能性があります。また、OTC取引は、取引相手の支払不能リスクも有します。

オプション：当初参照ファンドは、様々な種類のオプション取引を随時行うことができます。オプションの売買では、投資家はプレミアムを支払うかまたは受領しオプションの対象となる証券、指数または他の商品を、将来のある時期または一定の期間内に特定の価格にて売買する権利または義務を、場合に応じて、有します。買いオプションは、オプションの対象となる商品の価格が予想どおりに推移せず、投資家がプレミアムの価値を喪失するリスクを伴います。

一方で、売りオプションは、投資家がオプションの対象となる商品の実際の価格推移にさらされ、無限の損失を被る可能性があることから、より大きなリスクを伴う可能性があります。

先物：当初参照ファンドは、様々な種類の先物取引を随時行うことができます。かかる取引で通常必要とされる低額の委託証拠金により大きなレバレッジが得られる場合があります。投資対象資産の価格変動が比較的少ない場合であっても、過度に大きな利益または損失が生じる可能性があります。

空売り：当初参照ファンドは、証券の空売りを行うことができます。空売りでは、当初参照ファンドが保有していない証券を、同一の証券（またはこれに代わる証券）を後日より低価で購入することを見越して売却します。空売りは、空売りがなされた特定の投資資産の市場価格が理論上無限に上昇し、ショートポジションの買戻しが不可能となり理論上無限の損失が生じるリスクを有します。ショートポジションを手仕舞うための証券が購入可能であるという保証はありません。

レバレッジおよび金利：投資アドバイザーは、証拠金の預託による有価証券の購入およびその他の投資を行うために借入れ等を利用し、レバレッジを用いることがあります。投資アドバイザーは、現金と引き換えに投資資産を金融機関に売却し、支払われた売却価格に合意された利率に基づく利息を加えた金額で指定された将来の日にかかる投資資産を買い戻すことに合意して、当初参照ファンドが事実上、担保付で資金を借り入れるリバース・レポ取引を行うことにより、当初参照ファンドの資産にレバレッジを効かせることもあります。市場の急激な悪化により当初参照ファンドの資産価値が大幅に急落した場合、当初参照ファンドは、証拠金または借入債務の支払に見合うように資産を換金することができない可能性があります。また、当初参照ファンドは、投資ポジションの構築および維持を証拠金の預託によって行うことにより、かかる投資ポジションに対する投下金額よりもはるかに大きな金額の投資ポジションを持つことができるため、価格が不利に推移した場合に当初参照ファンドが被る可能性がある損失額は、投資した額に対して相対的に大きくなります。さらに、レポ金利等は当初参照ファンドが負担する経費となり、レポ金利等の利率は金利全般に合わせて変動することが多いことから、当初参照ファンドは、金利全般が上昇するリスク、すなわちレポ金利等の利率が上昇するリスクにさらされており、当初参照ファンドが負担する経費が増加することになります。

投資資産の流動性の欠如：当初参照ファンドによる投資は、一定の場合において、本来的に長期投資であり、売却に適するようになるまでに数年かかる場合があります。かかる投資資産の価値の現金化は、短期的には難しい場合があります。容易に売買可能な他の投資資産と比較して相当大幅な割引を行って現金化されなければならない場合もあります。

事業への投資に係るリスク：当初参照ファンドは、企業または合併事業に直接投資する場合があります。これは事業運営リスクおよび財務リスクを伴う場合があります。当初参照ファンドの存続期間中、当初参照ファンドが投資する事業体は、経済環境、テクノロジー、競争の変化のリスクおよびその他の事業運営リスクにさらされることとなります。これらの理由および他の理由により、実際には当初参照ファンドの目標どおりに資本が成長しない場合があります。さらに、当初参照ファンドは、投資先の事業体の経営に対して支配権を行使することができない場合が多くあります。

分散投資の欠如：当初参照ファンドが限られた数の種類の有価証券、金融商品または契約に絞られた投資戦略を実施することから、当該有価証券、金融商品または契約の価格が相場全体よりも著しく不利に推移した場合には一般的に、当初参照ファンドは、相場全体の下落幅を超えた損失を負わなければならないことがあります。

投資方針の変更：当初参照ファンドは、当初参照ファンド副運用会社が当初参照ファンドの利益になると考える時に、具体的な「リスク要因」が定められていない新しい投資方針を策定する場合があります。しかし、かかる新しい投資方針は、投機的で、ボラティリティが高く、一般的には、当初参照ファンドの追補書類に当初記載された投資方針と同等のリスクがあるものとして捉えられなければなりません。

投資戦略の変更：当初参照ファンドは、当初参照ファンド副運用会社が当初参照ファンドの利益になると考える時に、具体的な「リスク要因」が定められていない新しい投資戦略を実施する場合があります。しかし、かかる新しい投資戦略は、投機的で、ボラティリティが高く、一般的には、当初参照ファンドの追補書類に当初記載された投資戦略と同等のリスクがあるものとして捉えられなければなりません。

損失リスク：当初参照ファンド証券の価格は、上昇することもあれば、下落することもあり、投資家は当初の投資金額が回収できないことがあります。

当初参照ファンドが保有する投資資産および投資ポジションは、(i) 相場の変動、(ii) 取引相手の信頼性および (iii) 当該投資の利益を上げるためまたは当該投資ポジションを持つために当初参照ファンドが採用した戦略を実際に実施した際のオペレーション上の効率性に影響されます。したがって、当初参照ファンドの投資は、特に市場リスク、信用リスクおよびオペレーション上のリスクにさらされています。

いかなる場合であっても、かかるリスクおよび当初参照ファンドの投資資産の価格にマイナスとなるその他の有害事象の発生は、高い確率で参照ファンド証券の価格の著しい下落をもたらします。当初参照ファンドが実施する戦略に内在するリスクのため、常に参照ファンド証券の価格は著しく下落する可能性があり、ゼロにまで落ちる可能性もあります。

ボラティリティ：参照ファンド証券への投資は非常にボラティリティが高い場合もあり、そのため、保有する当該証券の価格が著しく変動する可能性があることを投資家は認識すべきです。したがって、当該証券の価格は、時間的長さに関係なく、あらゆる期間において著しく変動することがあります。当該証券が影響されるであろうボラティリティによって、当該証券の価格について、その上昇幅も、下落幅も拡大することが予想されます。

市場リスク、競争および規制または介入：当初参照ファンドが投資を予定する金融商品およびかかる商品の発行体または取引相手は、特に需給の変化、国の法律、規制および取り締まり、取引、金融財政政策ならびに国内外の政治経済情勢の影響を受けると考えられます。かかる要因がかかる商品の価格に及ぼす影響は、一般的に予測することが困難です。かかる規制または介入は、当初参照ファンドのパフォーマンスに悪影響を与えることがあります。

当初参照ファンドの投資目的の達成：当初参照ファンドが、その投資目的を達成するという保証はありません。当初参照ファンド副運用会社および／または投資アドバイザーが、当初参照ファンドに利益をもたらすように当初参照ファンドの資産を配分できるという保証はありません。また、当初参照ファンド運用会社、当初参照ファンド副運用会社および／または投資アドバイザーによって策定され、当初参照ファンドの目論見書の投資目的、投資戦略および投資方針に記載された投資戦略および資産配分戦略が、参照ファンド証券の価格にプラスに働くという保証はありません。当初参照ファンドは、一部の金融市場においては価格が上昇している時であっても、損失を被ることがあります。

過去のパフォーマンス：当初参照ファンド、当初参照ファンド運用会社、当初参照ファンド副運用会社および／または投資アドバイザーの過去のパフォーマンスから、将来の当初参照ファンドへの投資結果を予想することはできません。

投資アドバイザーへの依存：当初参照ファンドは、主要な投資ポートフォリオを運用し主要な投資ポートフォリオの投資について裁量権を有する投資アドバイザーの専門性および能力に（特にパフォーマンスに関して）大きく依存しているため、投資アドバイザーの主要人員が業務遂行不可能となるかまたは辞任した場合、投資結果に悪影響を被る可能性があります。

クラス間の相互支払義務：当初参照ファンドは一つの法人であり、すべての債務は、いずれのクラスに帰属するかにかかわらず、関連する債権者と別段に合意しない限り、当初参照ファンド全体を拘束し、したがって、1つのクラスの債務は、1つまたは複数のその他のクラスにも影響し、それらのクラスから支払われることがあります。かかる事態は、当初参照ファンドの主要な投資資産が、すべてのクラスが参加し、またこれに関して特定のクラスに対して債務を制限することなく第三者との間で取引が行われる1つの投資ポートフォリオで構成される場合に発生し易くなります。いずれかのクラスが支払不能に陥りまたはその資産を使い果たし、そのためにその債務のすべてを履行できない場合、その他のクラスに帰属する当初参照ファンドの資産の全部について、支払不能に陥った当該クラスの債務の履行に充当されることがあります。当初参照ファンドの取締役は、当初参照ファンドの目論見書の日付現在において、いかなる既存のまたは偶発的な当該債務も認識していません。

通貨リスク：参照ファンド証券は、異なるクラス通貨（一クラスにつき一通貨）で発行、評価および償還されることがあります。クラス通貨は、基準通貨たる米ドルとは異なる通貨である場合があります。当初参照ファンド副運用会社は、クラス通貨が米ドルとは異なるクラスに関して、米ドル／クラス通貨の為替レートの変動から当該証券保有者の投資を保護するために、当該クラスの勘定で、為替ヘッジ取引を行うことができます。当初参照ファンド副運用会社が、当該クラスに関連する当該証券の価格変動の影響を低減するためにかかる取組みを行ったにもかかわらず、様々な理由により、かかるヘッジ商品と米ドル／クラス通貨の為替レートの変動との間に完全な相関関係が得られない場合があります。このような不完全な相関関係により、意図されたヘッジ効果が得られない、または当該クラスが損失リスクにさらされる場合があります。さらに、当該リスクに加えて、かかるヘッジが実行または運用された結果、当該クラス証券のパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす費用のみが発生することとなる場合があります。したがって、上記の意図される保護の取組みが完全であると考えすることはできません。このため、同様の投資目的および戦略を有しながら異なるクラス通貨建てである2つのクラスにおいて、このような潜在的な不完全性およびヘッジ取引に係る費用により、異なる水準のパフォーマンスが得られる可能性があります。

さらに、資産および債務の主な表示通貨が、投資通貨（すなわち、投資家が投資する当該証券のクラス通貨）とは異なる場合は、投資通貨（すなわち、クラス通貨）とかかるその他の通貨との間の為替レートの変動から生じる損失リスクの可能性を考慮する必要があります。

償還：以下の事実留意する必要があります。

- (i) 参照ファンド証券は、当初参照ファンドの目論見書に記載される一定の状況において、当初参照ファンド運用会社または当初参照ファンド副運用会社により強制的に償還されることがあります。主要な投資ポートフォリオおよび／または該当するクラスが連動する金融商品の全部またはほとんどの部分が、所定の取引日に上記の強制償還に基づき清算された場合、当該クラス証券の1口当たり純資産価格は、結果的に重大な悪影響を被る可能性があります。
- (ii) 当該証券の大量の解約が発生した場合、当初参照ファンド副運用会社またはその受任者にとって、不適当な時期または不利な条件のいずれかにおいて投資ポジションを清算することなしには、確実に十分な資金を入手することがより困難になることがあります。したがって、当初参照ファンドは、その目論見書に詳述される一定の状況下での解約を制限する方針を有します。かかる制限により、一部または全部の当該証券の解約を希望する当該証券保有者は、期待する期間内または価格で解約することができないことがあります。かかる制限に特有の結果として、当該証券への投資は、非流動的とみなされなければなりません。
- (iii) 当初参照ファンドの目論見書に詳述されるとおり、クラスを構成する金融商品の重大な非流動性をもたらす例外的な状況下において、当該証券は、現物償還されることがあります。かかる可能性に特有の結果として、当該証券への投資は、非流動的とみなされなければなりません。

純資産価格の計算：参照ファンド証券の1口当たり純資産価格は、当初参照ファンドの目論見書に詳述されるその方針および手順に従って、当初参照ファンド副運用会社により誠実に決定されます。かかる方針および手順は、一般的に適用される方針および手順とは（場合により著しく）異なる場合があります。

非流動性：当初参照ファンド証券への投資は、非常に非流動的であると考えられなければなりません。かかる非流動性は高いリスクを有し、いずれかのクラスの純資産価格または主要な投資ポートフォリオの純資産価格の計算が中断された場合には、当初参照ファンドの目論見書に個別に詳述されるとおり、参照ファンド証券の申込みまたは解約が実行されない可能性があります。

かかる中断の直前に公表される当該証券の価格と、かかる中断が解除された直後に公表される当該証券の価格が著しく異なることがあります。

報酬および費用：当初参照ファンドの収益性の有無および特定のクラスの参照ファンド証券の価値の値上がりの有無にかかわらず、当初参照ファンドは、直接または当該クラスを通じて、特に管理報酬、保管報酬および投資アドバイザー報酬を含む報酬および費用（当初参照ファンドの目論見書に詳述されます。）を支払うことを要求されます。かかる費用および報酬は、参照ファンド証券のパフォーマンスに影響します。

成功報酬：当初参照ファンドから投資アドバイザーに対して成功報酬が支払われる場合、かかる成功報酬が支払われることにより、投資アドバイザーがかかる報酬の取決めがなかった場合と比較してより高リスクつまり投機的な取引を選択する誘因となる可能性があります。成功報酬にはハイウォーターマーク方式が採用される場合があります、投資家は参照ファンド証券への投資の前に考慮する必要があります。

ソフトコミッション：当初参照ファンド副運用会社または投資アドバイザーは、取引の実行またはサービスの提供を行うブローカー（プライムブローカー等をいいますが、これに限られません。）、銀行およびディーラーを選択するにあたり、価格、当該ブローカー、銀行およびディーラーの取引実行能力、設備面、信頼性および支払責任能力、ならびに当該ブローカー、銀行およびディーラーが提供する商品もしくはサービスまたは彼らが支払う費用等の要因を考慮する可能性があります。商品およびサービスには当初参照ファンド副運用会社または投資アドバイザーが投資判断に利用する調査レポートが含まれる場合があります、また費用には当初参照ファンド副運用会社または投資アドバイザーの一般管理費が含まれる場合があります。このいわゆる「ソフトコミッション」のため、当初参照ファンド副運用会社および／または投資アドバイザーが、最も低価な取引手数料を提示されていないにもかかわらず、特定のブローカー、銀行またはディーラーと取引を行う可能性があります。

その他手数料：当初参照ファンド運用会社、保管会社および副運用会社またはその関連会社は、ブローカー、ディーラー、銀行および投資アドバイザーから、当初参照ファンドが当該ブローカー、ディーラー、銀行または投資アドバイザーへ支払った手数料および報酬ならびに当該ブローカー、ディーラー、銀行または投資アドバイザーが当初参照ファンドへ支払った利息に関する金額を、随時受領することができます。かかる金額は、当初参照ファンド副運用会社が当該ブローカー、ディーラー、銀行または投資アドバイザーに依頼した事業（当初参照ファンドのために行われた事業を含みます。）の対価として、当初参照ファンド運用会社、保管会社および副運用会社またはその関連会社に対して支払われる場合があります。当初参照ファンド運用会社、保管会社および副運用会社またはその関連会社は、当初参照ファンドへの説明責任を負うことなく、自らの利益のためにかかる金額を留保することができます。

早期償還：当初参照ファンドの早期償還事由が発生した場合、かかる早期償還は、各クラスにより負担される報酬の未償却部分につき早期に償却させるため、そうでない場合と比較すると分配可能な金額を減少させます。当初参照ファンドが保有する一定の金融商品は、極めて非流動的であり、市場価値をほとんどまたは一切有さないことがあります。売却または分配の時点において、当初参照ファンドが保有する一定の証券の価値が、当該証券の取得原価を下回り、またはその非流動性により、その評価の時点で一般的

であったものと比べて不利な条件で清算され、その結果投資家に損失がもたらされる可能性があります。

適用法の変更：当初参照ファンドは、様々な法律上の要件（特に、様々な法域における集団投資スキーム法、証券法、税法および年金法により課せられる要件を含みます。）を遵守しなければなりません。かかる法律のいずれかが、当初参照ファンドの予定存続期間に変更された場合、当初参照ファンドおよび参照ファンド証券保有者に適用される法律上の要件は、現行の要件と著しく異なることがあります。かかる適用法の変更の結果、特に、投資アドバイザーが、投資アドバイザーが十分だと考えるか、および／または投資目的の達成に必要だと考えられる方法で投資戦略を実行できない可能性があります。このことは、参照ファンド証券のパフォーマンスに影響する場合があります。

取引相手リスク：当初参照ファンドはOTC市場における取引に参加する可能性があります。当初参照ファンドは、かかる取引において、取引相手の信用力および支払能力ならびにかかる契約の条件を充足する能力に影響を受けます。例えば、当初参照ファンドは、レポ取引、先渡し契約ならびにオプションおよびスワップ取引を行う可能性があります。これらの各取引により、取引相手が該当する契約に基づく義務の履行を怠るリスクにさらされます。さらに、かかる取引相手は、全く規制を受けていないか、または緩やかな規制を受けるのみである可能性があります。

また、当初参照ファンドの資産の一定部分は、1つもしくは複数のプライムブローカーまたは当初参照ファンドの取引相手等の当事者（取引を実行もしくは決済するブローカーもしくは決済機関、またはプライムブローカーの副保管会社を含みますが、これらに限られません。）により保有される場合があります。かかるプライムブローカーその他の取引相手との間で、これらが保有する当初参照ファンドの資産を、これらの勘定により再利用することができる旨の合意がなされる場合があります。

したがって、当初参照ファンドの資産は、かかるプライムブローカーおよびその他の取引相手の信用力および支払能力の影響を受けると考える必要があります。

取引相手、プライムブローカーまたはかかるその他の当事者が破産するかまたは支払不能となった場合、当初参照ファンドによる投資ポジションの手仕舞いの遅延や、当初参照ファンドが権利を行使しようとする期間中における投資資産の価値の減少、かかる期間中の利益実現の停止、ならびにかかる権利行使にかかる報酬および費用の発生等、多大な損失を被る可能性があります。

利益相反：当初参照ファンドの取締役、保管会社、運用会社、副運用会社、投資アドバイザーおよびそれらの各関連会社は、当初参照ファンドに関する一定の利益相反に直面する可能性があり、また当初参照ファンドの投資戦略と類似する投資戦略を用いる他の投資主体およびその他一般的な事業に関与することができます。当初参照ファンド副運用会社および／または投資アドバイザーは、ソシエテ ジェネラル グループ、当初参照ファンドの取締役、保管会社、運用会社、副運用会社、投資アドバイザーまたはそれらの各関連会社が財務上の利害関係を有する金融商品に当初参照ファンドをして、投資を行わせる、つまりエクスポージャーを持たせること、またはそれらが他の財務上または事業上の関係を有するブローカーまたはその他の者と取引を行わせることができます。

また、当初参照ファンドは、自らの勘定で報酬、手数料またはマージンを得ることのできるソシエテ ジェネラル グループ、当初参照ファンド副運用会社および／もしくは投資アドバイザーまたはその各関連会社と、取引を直接行うことができます。ただし、かかる取引が公正妥当に行われる場合に限られます。ソシエテ ジェネラル グループ、当初参照ファンド副運用会社および／または投資アドバイザーは、自らの勘定で、かかる商品の取引から生じる可能性のあるすべての利益および利得を得る権利を有します。かかる事業上の関係の結果として、当初参照ファンドは、損失を被るか、または利益を実現する機会を失う可能性があり、したがって、その投資目的を達成するためにすべての機会を最大限に生かすことができない可能性があります。

また、ソシエテ ジェネラル グループまたはその関連会社は、当初参照ファンドに関連してデリバティ

ブを発行する場合があります。かかる商品が市場へ導入されることにより、参照ファンド証券の価格が影響を被る可能性があります。

投資アドバイザーおよびその関連会社は、当初参照ファンドと同一もしくは類似の、または異なる投資資産または投資ポジションに関し、自らの勘定により取引を行うことができ、また当初参照ファンドの投資家以外の投資家のために売買一任勘定および投資アドバイスの提供を行うことができます。投資アドバイザーまたはその関連会社は、自らの勘定により、および／または当初参照ファンドの投資家以外の投資家を代理してもしくは当該投資家の勘定により、投資する、または投資ポジションを取得することができます。投資または取引の機会に参加することが、当初参照ファンドもしくは投資アドバイザーもしくはその関連会社および／または当初参照ファンドの投資家以外の1名または複数名の投資家にとって、投資アドバイザーもしくはその関連会社がその勘定により取引を行う当該投資家にとって、適切であると投資アドバイザーまたはその関連会社が判断する場合、投資アドバイザーまたはその関連会社は、公正に注文を実行するよう努めます。投資アドバイザーは、通常、かかる状況において、当該各勘定について同時に注文を行うよう努めます。かかる注文が同一の価格で成立しなかった場合、投資アドバイザーは、当初参照ファンドおよび他の各勘定間において、かかる注文が成立した価格の平均額が支払われるかまたは受領されるよう図る場合があります。投資アドバイザーまたはその関連会社は、一般的な市況下でかかる注文を完全に実行できなかった場合、各勘定のために行った注文の規模および投資アドバイザーまたはその関連会社が必要であるとする他の要因を考慮の上、投資アドバイザーまたはその関連会社が公正であると判断する方法で、投資資産または投資ポジションを、彼ら自身の勘定や当初参照ファンドその他の勘定の間で配分することができます。

当初参照ファンドの設立書類には利益相反の解決に関する手続は記載されていませんが、当初参照ファンド運用会社および当初参照ファンド副運用会社は、利益相反が公正に解決されるよう努める一般的な義務を有します。

上記に挙げられた当初参照ファンド特有のリスク要因は、当初参照ファンドへの投資に係る潜在的なリスクの完全な一覧を意図したものではありません。

b. ファンドに係る利益相反

受託会社、保管会社および事務代行会社、管理会社ならびに販売会社

受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社の各々、その持株会社、持株会社の株主、持株会社の子会社ならびにこれらの各々の取締役、役員、従業員、代理人および関係者またはその他の当事者（以下「関係当事者」といいます。）は、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、管理者、事務代行者、保管者、運用者または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれます。適用法令に従い、関係当事者は、それらの業務から得た利益につき説明義務を負いません。利益相反が生じた場合、関係当事者は必要に応じて、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

上記の一般性を制限することなく、受託会社、管理会社、保管会社および事務代行会社ならびに販売会社の役務提供はファンドに限られず、各々は、各当事者が設定する条件に基づき、ファンドと別の投資信託に対し、また他の投資信託および他の類似のスキームのために、類似のまたは他の役務を設定しまたは提供することができます。また、自己のために、これらにより支払われる報酬等を取得することができます。ただし、トラストまたはファンドの運用およびこれらに関する情報は機密とし、トラストまたはファンド独自のものとみなされます。いかなる当事者も、かかる当事者またはその使用人もしくは代理人は、ファンドに関する義務の履行を除き、彼らが同様の役務を他者に提供する過程において、またはその他の資格もしくはその他のあらゆる業務の過程において知り得た事実または事柄について影響を受けないものとし、またかかる事実または事柄について、他の当事者に対する開示義務を負わないものとします。

適用法令に従い、関係当事者は以下を行うことができます。

- (a) 受益証券の保有者となり、自らが適切と判断する場合、かかる受益証券の保有、処分その他の取扱いをすること。

- (b) ファンドが同様のまたは類似の投資資産を保有しているにかかわらず、自己の勘定で、投資資産を購入、保有および取引すること。ただし、関係当事者またはかかる関係当事者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定が、ファンドの信託財産を構成する資産を購入または売却した場合、かかる取引が公開市場において行われ、それぞれ、その時点でのかかる市場における信用力のある取引相手方と同様の規模と条件を有する取引において適用される最善の条件で成立した場合の状況よりもファンドを悪い状況に陥らせないものとします。
- (c) 受託会社、管理会社もしくは受益者またはその証券がファンドの信託財産を構成する会社との間で、契約を行うかしくは金融取引、銀行取引もしくはその他の取引を行うこと、または当該契約もしくは取引に利害関係を有すること。関係当事者は、ファンドおよび受益者に対する受託会社および管理会社の義務に常に従い、関係当事者の間だからという理由だけでかかる契約または取引に関する説明責任を要求されないものとします。
- (d) ファンドのためであるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資資産の売買に関して、当該関係当事者が決定した手数料および利得を得ること。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの資金または借入金に関して、銀行、貸主または出資者として行為する場合、かかる資格においてすべての通常の銀行業務または貸付業務の利益を留保する資格を有するものとします。

受託会社または受託会社の関係者は、ファンドの保管者または事務代行者として行為する場合、その各々は、かかる行為の結果生じた利益について説明することなく、かかる役務に関するすべての通常の報酬および費用を請求し、これを留保する資格を有するものとします。

投資顧問会社

投資顧問会社、その関係者ならびにこれらの各々の取締役、役員、従業員、代理人および関係者（以下「投資顧問会社の関係当事者」といいます。）は、ファンドと類似の投資目的を有するか否かを問わず、非一任型もしくは一任型で、他の事業に従事するか、他の者もしくは法人の運用者もしくは投資顧問として行為する場合があります。投資顧問会社の関係当事者は、他の者または投資顧問先に対し、一定の投資または戦略を管理会社に推奨されるか否かにかかわらず、勧める場合があります。投資顧問会社の関係当事者はまた、ファンドと利益相反となり得る財務上、投資上その他の専門業務に従事する場合があります。これらの業務には、他のファンドの受託者、コンサルタント、管理者、事務代行者、保管者、運用者または販売者を務めること、および他のファンドまたは他の会社の取締役、役員、顧問または代理人を務めることが含まれる場合があります。投資顧問会社の関係当事者は、それらの業務から得た利益につき、受託会社、管理会社、ファンドまたはこれらの各々の関係者もしくは投資家に対する説明義務を負いません。投資顧問会社がその単独の裁量により、利益相反が生じ得る、または実際に利益相反が生じていると判断する場合、投資顧問会社は、かかる利益相反が公正に解決されるよう努めるものとします。

適用法令に従い、管理会社は、ファンドの勘定で、投資顧問会社の関係当事者、かかる者がアドバイスもしくは運用する投資信託もしくは勘定から証券を取得し、またはこれを処分することができます。

投資顧問会社の関係当事者（投資顧問会社を除きます。）は、受益証券を保有し、また自らが適切と考える場合、それを売買することができます。投資顧問会社の関係当事者は、ファンドが類似の投資資産を保有しているにかかわらず、自己の勘定で投資資産を購入し、保有し、売買することができます。投資顧問会社の関係当事者は、受益者、またはその証券がファンドかファンドの勘定で保有されている会社との間で、金融取引もしくはその他の取引を行うことができ、または当該契約もしくは取引に利害関係を有することができます。さらに、投資顧問会社の関係当事者は、ファンドの利益となるか否かにかかわらず、ファンドの勘定で実行したファンドの投資資産の売買に関して、取り決められた手数料および利得を得ることができます。

投資顧問契約上の義務の履行に際し支援する投資顧問会社の従業員は、かかる履行のためにすべての時間を費やしません。また、投資顧問会社またはその関係者が、他の事業に従事しかつ全精力を傾注し、またはあらゆる種類もしくは性質の役務を提供する権利は制限されません。ただし、投資顧問会社は、投資顧問契約上のすべての義務を適切に履行します。

② リスク管理

前記「第二部 第1 2 （3）運用体制」の項をご参照下さい。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

該当事項はありません。ただし、販売報酬として、受益証券1口当りの発行価格の4.0%（発行価格に含まれます。）が、ファンドの資産から販売会社に対して支払われます。

(2)【買戻し手数料】

買戻手数料（信託財産留保額）はかかりません。

(3)【管理報酬等】

管理会社の報酬 管理会社は、管理会社としてその役務を提供するに当たって、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額（以下に詳述されます。）の平均値の年率0.01%に等しい額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。2010年2月18日（クローゼング日）から（当日を含みます。）2010年6月30日までの期間についての当初報酬は、日割りで、管理会社に対し支払われます。

管理会社が、その報酬の取決めに関する修正を提案した場合、管理会社は、その効力が生じる前に、受託会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者※から修正の承認を得るものとします。

※ この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

「評価日」とは、毎月の最終暦日および／または管理会社が、受託会社と協議の上、随時別途決定するその他の日をいいます。最初の評価日は、2010年3月31日です。

受託会社の報酬 受託会社は、その役務につき、受益証券の申込手取金から1,000,000円の当初1回限りの設立に関する報酬を受け取る資格を有します。受託会社はまた、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.01%に等しい額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。クローゼング日から（当日を含みます。）2010年6月30日までの期間についての当初報酬は、日割りで、受託会社に対し支払われます。

受託会社が、その報酬の取決めに関する修正を提案した場合、受託会社は、その効力が生じる前に、管理会社および受益者名簿に記載されているすべての受益者※から修正の承認を得るものとします。

※ この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

事務代行会社の報酬 事務代行会社は、事務代行会社としてその役務を提供するに当たって、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を2,800,000円とし、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.14%に等しい額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。クローゼング日から（当日を含みます。）2010年6月30日までの期間についての当初報酬は、日割りで、事務代行会社に対し支払われます。事務代行会社はまた、ファンドに関し事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

保管会社の報酬 保管会社は、保管会社としてその役務を提供するに当たって、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、最低年間報酬を400,000円とし、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.02%に等しい額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。クローゼング日から（当日を含みます。）2010年6月30日までの期間についての当初報酬は、日割りで、保管会社に対し支払われます。保管会社はまた、ファンドに関し保管会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

代行協会の報酬 代行協会は、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬として、本書の規定に基づき算出される各評価日におけるファンドの純資産額の平均値の年率0.40%に等しい額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。クロージング日から（当日を含みます。）2010年6月30日までの期間についての当初報酬は、日割りで、代行協会に対し支払われます。

代行協会契約に定める条項に従い、管理会社は、代行協会がファンドに関して提供した役務に関連して合理的に負担した実費を、要求に応じて、ファンドの費用負担で支払います。代行協会は、管理会社に対して、概算費用およびその内訳の明細を提出するものとします。

投資顧問会社の報酬 投資顧問会社は、その役務につき、暦年ベースで四半期毎に、当該四半期の最終日から60日以内に日本円で支払われる報酬（以下「投資顧問会社の報酬」といいます。）として、各評価日におけるファンドの純資産額の平均値（その時点で計算されている投資顧問会社の報酬の見積額を控除しません。）の年率0.40%に等しい額を、ファンドの資産から後払いにて受け取ることができます。クロージング日から（当日を含みます。）2010年6月30日までの期間についての当初報酬は、日割りで、投資顧問会社に対し支払われます。

投資顧問会社はまた、ファンドのために投資顧問会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができます。

（４）【その他の手数料等】

受託会社は、設立費用（および該当する当事者により、または該当する当事者のために支払われた設立費用（もしあれば））をファンドの資産から支出するものとし、この費用は、1年を超えない期間で償却されます。

受託会社、管理会社、投資顧問会社、保管会社、代行協会および事務代行会社の報酬は、ファンドの資産から、2016年12月31日まで（当日を含みます。）支払われます（ただし、信託証書の条項に従い、ファンドが早期に終了する場合を除きます。）。

さらに、外部の会計士や弁護士費用といったその他費用および経費のすべてを、ファンドが負担します。

上記の費用の他に、本債券およびインデックスの仕組みに伴う費用も生じており、かかる費用はすべて本債券およびインデックスの各々の価格に反映されています。これらの費用により、公式債券価格（以下に定義します。）は実質的に年率0.30%低下し、インデックスの価格は年率0.15%低下します。

連動先ファンド管理手数料※

連動先ファンドの設立の手数料および費用

連動先ファンドの設立に伴う費用および経費（連動先ファンドの最終目論見書および設立文書の作成に関する登記費用、専門家に対する報酬および費用を含みますがこれらに限られません。）、連動先ファンド副運用会社とその義務の履行に際し負担する予定の一定の費用および経費、ならびに連動先ファンドと連動先ファンド運用会社との間の運用契約および連動先ファンド、連動先ファンド運用会社および連動先ファンド副運用会社間の副運用契約上認められているその他の経費は、連動先ファンドにより支払われ、当初観察日から12ヶ月間にわたって償却されます。ただし、連動先ファンド副運用会社は、一般的な状況（例えば、かかる償却が一定期間にわたって連動先ファンド純資産価格に与える影響を含みますがこれに限られません。）に照らして、または連動先ファンドが清算予定である場合、連動先ファンド運用会社と協議の上、かかる償却期間を延長または短縮することができます。かかる費用および経費の見積額は約40,000米ドルです。

連動先ファンドの管理報酬

連動先ファンド純資産価格の年率0.30%です。毎月計上し、四半期毎に後払いにて支払われます。

連動先ファンドの事務代行報酬

連動先ファンド純資産価格の年率0.20%、最低年間報酬は45,000ユーロです。毎月計上し、四半期毎に後払いにて支払われます。

投資アドバイザーの報酬

当初参照ファンドがその当初の構成資産となる、バスケットの純資産額の年率1.50%を上限とします。ま

た、ハイウォーターマークに従い、バスケットの増加純利益の20%を上限とする成功報酬が支払われます。

「ハイウォーターマーク」とは、投資アドバイザーの報酬および成功報酬控除後、バスケットの純資産額の最高値をいいます。

※ 上記報酬は、バスケットの構成資産に変更があった場合には変更される場合があります。

（５）【課税上の取扱い】

以下の記載は、ファンドが日本およびケイマン諸島における現行法および慣習に関して受領したアドバイスに基づいています。申込者は、受益者への課税が下記とは異なることがある旨認識しておくべきです。受益者は、各人の市民権、居住地、通常の居住地または住所地の国の法律に基づく受益証券の申込み、購入、保有、売却または償還への課税の可能性について、注意が必要です。

（Ａ）日本

ファンドは日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については以下のような取扱いとなります。

- （１）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなります。
- （２）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、この場合支払調書は提出されません。
- （３）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。
- （４）法人の益金不算入の適用は認められません。
- （５）ファンド証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されません。
- （６）償還益については、表示通貨ベースの償還価額が元本相当額（管理会社が算出します。）を上回る額は利子所得とされ、分配金と同じ扱いとなります。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。

（Ｂ）ケイマン諸島

トラストは、ケイマン諸島当局から、信託法（2009年改訂済）（以下「信託法」といいます。）第81条に基づき、トラストの設定日から50年間、所得、または元本資産、収益もしくは価額上昇に対して課せられる税金もしくは賦課金、または遺産税、相続税の性質を有する税金を課するために制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、トラストを構成する財産またはトラストに生じる利益に適用されず、またその財産または利益に関し受託会社または受益者に対して適用されないとの保証を受領しました。

現行法上、ケイマン諸島において、ファンドの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

5【運用状況】

ファンドは、2010年2月18日から運用を開始します。

（１）【投資状況】

該当事項はありません。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

該当事項はありません。

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

（1）日本における申込（販売）手続

本書「第一部（７）申込期間」に記載される期間の各日に本書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われます。

（2）日本における買戻し手続

① 買戻日

買戻日とは、2010年3月31日以降の各評価日（以下「買戻日」といいます。）です。買戻しの請求は、関連する買戻日が含まれる月の1暦日目から同月の10暦日目までの期間（両日を含みます。）（以下「買戻通知期間」といいます。）に行うことができます。ただし、（i）買戻通知期間の初日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその後国内営業日に開始され、また（ii）買戻通知期間の最終日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその後国内営業日に終了するものとします。当該日の午後3時までに買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続が完了したものを当該日の請求として取り扱います。受益証券の買戻しが停止している期間中、受益証券の買戻しは行われません。

② 買戻価格と買戻手数料（信託財産留保額）

買戻価格は、関連する買戻日における受益証券1口当たり純資産価格とします。

買戻手数料（信託財産留保額）は、徴収されません。

③ 買戻単位

Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券ともに、100口以上100口単位です。

④ 買戻代金の支払

買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、販売会社を通じてAクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券について原則として円貨で支払われます。Cクラス受益証券に関し、円／米ドルの換算レートは、販売会社が日本で換金（買戻し）の注文の成立を確認した日（以下「約定日」といいます。）における東京外国為替市場の為替相場に基づき販売会社が決めます。Cクラス受益証券の買戻代金は、販売会社が応じ得る範囲で米ドルで支払われることもあります。

買戻代金の支払は、原則として約定日から起算して4国内営業日目から行われます。通常、約定日は、計算日（以下に定義します。）の直後の国内営業日となります。

評価日に関する「計算日」とは、事務代行会社が、当該計算日より前に公式債券価格を入手することを前提に、該当する評価日が属する月の翌月の20暦日目（もしくはかかる日がルクセンブルグ営業日（以下に定義します。）でない場合、直後のルクセンブルグ営業日）および／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

「ルクセンブルグ営業日」とは、ルクセンブルグ大公国において銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除きます。）をいいます。

- （注） 買戻請求を受けずに、信託期間（以下に定義します。）を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。監査人は信託期間終了後に監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産の評価

関連する計算日より前に公式債券価格を入手することを前提に、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、計算日において、直前の評価日におけるファンドの1口当り純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）を日本円で計算します。

事務代行会社が、関連する計算日より前に公式債券価格を入手していない場合、事務代行会社は、計算日の後の公式債券価格を入手した日に純資産価格を計算します。

純資産額は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券の間で、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券（場合に応じて）に帰属する資産および負債（Aクラス受益証券に個別に割り当てられる為替ヘッジ取引の実現および未実現損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなくAクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券の保有者各人によって実際に負担されることを確実にするために、管理会社によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられます。Cクラス受益証券に帰属する純資産額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、米ドルに換算されるものとします。Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券の1口当り純資産価格（以下「受益証券1口当り純資産価格」といいます。）は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券（場合に応じて）に帰属する純資産額の総額をAクラス受益証券またはBクラス受益証券またはCクラス受益証券（場合に応じて）の発行済受益証券口数で除して計算されます。

ファンドによる本債券への投資は、各評価日を基準として計算代理人が計算する公式債券価格に基づき評価されます。公式債券価格は、関連する評価日におけるインデックスの価格変動分を反映し、そこから該当する期間中の未払いの本債券管理報酬（上記「第二部 第1 2 （1）投資方針」の「本債券」に記載されています。）を差し引いた価格に連動します。正常な市況下において、月次の市場実勢気配値は、公式債券価格から、一定の市場リスクおよび流動性リスクを反映するための、券面額の0.40%（最大）である買・中値スプレッドを控除した価格に連動します。

「公式債券価格」は、額面金額に、本債券評価日におけるインデックスの価格を当初観察日におけるインデックスの価格で除した値を乗じ、本債券管理報酬を控除した価格とします。

ファンドの現金は、以下のとおり評価されます。(a)現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます。(b)日本円以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値または管理会社（またはその代理としての事務代行会社）が誠実に決定するその他の価格により日本円に換算されます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）によるファンドの評価額つまり純資産価格の算定は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって認証され、かかる認証（専ら公式債券価格に依拠してなされたものとします。）はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、また、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。また、管理会社および事務代行会社は、第三者から管理会社または事務代行会社に提供された評価額に依拠することがありますが、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産価格の計算（もしくはそれに関し生じた誤り）について、一切責任がなく、いかなる状況においても法的義務を負わないものとします。

純資産価格の決定および／または受益証券の買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算および／もしくは受益証券の買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻代金の支払を延期することができます。

- (i) ファンドが最終的かつ実質的に投資する投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- (ii) ファンドの投資対象の処分が現実的でない場合、またはかかる処分が受益者に著しく不利益となるであろうと管理会社が判断する場合。
- (iii) ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段のいずれかが使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資

産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。

(iv) ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、正常価格または正常な換算率で達成することができないであろうと管理会社が判断する期間。

(v) 公式債券価格の公表（またその結果、かかる公式債券価格に関連する買戻しに係る送金）が遅延している期間。

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者名簿に記載されているすべての受益者※に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

※ この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(2) 保管

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には（そのような事態は想定されていませんが）この限りではありません。

(3) 信託期間（存続期間）

ファンドの償還日は、信託証書の条項に従い信託期間の満了前に償還されない限り、また、受益者に10日前の書面による通知を行い、管理会社と受託会社が延長に合意しない限り、2016年12月31日です。

(4) 決算日

ファンドの決算日は毎年12月31日です。（初回決算日は2010年12月31日です。）

(5) マスター信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者※に対し最低10日前の書面による通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者の決議により放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および限度で、追補証書により、マスター信託証書の規定に改正、修正、変更または追加を行う権利を有します。

※ この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(6) 開示制度の概要

(i) ケイマン諸島における開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）に提出されなければなりません。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、原則として、決算日から120日以内および当該半期終了後60日以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、事務代行会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

(ii) 日本における開示

受益証券の販売会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室または金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（以下「EDINET」といいます。）において閲覧することができます。

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。かかるファンドの運用報告書は、販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。

(7) 本邦における代理人

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (i) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
 - (ii) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限
- を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収

同 高木 紘子

同 井上 貴美子

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

第2【財務ハイライト情報】

ファンドは、2010年2月18日から運用を開始するものであり、本書の日付現在何ら資産を保有していません。

1【貸借対照表】

該当事項はありません。

2【損益計算書】

該当事項はありません。

第3【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

取扱機関 ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、その販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のもの（ただし、下記（ハ）をご参照下さい。）については本人の責任で行われます。

名義書換の費用は徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に

に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める個別決議または書面による同意により、別個に、議決権を行使する必要があります。

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、日本における販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、日本における販売会社との間の口座約款に基づき、日本における販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

受益証券は、管理会社が受託会社と協議の上、書面により事前の同意を与えた場合に限り譲渡することができます。管理会社または事務代行会社が受益証券の譲渡（自己名義への変更を含みます。）を許可することは予定されていません。管理会社は、いかなる者（米国人、および制限付例外がありますが、ケイマン諸島の居住者または所在地事務代行会社を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの追加情報

- 1 ファンドの沿革
- 2 ファンドに係る法制度の概要
- 3 監督官庁の概要

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 買戻し手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - （1）資産の評価
 - （2）保管
 - （3）信託期間
 - （4）計算期間
 - （5）その他
- 2 開示制度の概要
- 3 受益者の権利等
 - （1）受益者の権利等
 - （2）為替管理上の取扱い
 - （3）本邦における代理人
 - （4）裁判管轄等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 販売及び買戻しの実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの追加情報】

1【ファンドの沿革】

- 1991年7月8日 管理会社設立
- 2009年12月10日 マスター信託証書締結
- 2009年12月10日 追補証書締結
- 2010年2月1日 日本におけるファンド証券の募集開始
- 2010年2月18日 ファンドの運用開始

2【ファンドに係る法制度の概要】

(i) 準拠法の名称

トラストは、信託法に基づき設立されています。トラストは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）および同法に基づき規定された本規則により規制されています。

(ii) 準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。概念上、投資信託においては、買付者は、受託銀行に対して資金を払い込

み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、基本的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託証書の変更を信託登記官に提出しなければなりません。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

② ミューチュアル・ファンド法

下記「3 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

3【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法の用語上、「規制投資信託」の定義に該当し、同法に基づく投資信託免許の保有者です。トラストはまた、本規則に服します。本規則パートVIIIは、目論見書に関する最低限の開示要件を定めています。目論見書は、ミューチュアル・ファンド法および本規則に従い、CIMAに提出されています。

規制投資信託として、トラストは、CIMAの監督に服し、CIMAは、いつでもトラストに、財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。いかなる場合においても、トラストは、監査済財務書類を毎年CIMAに提出しなければなりません。さらに、CIMAは、受託会社にCIMAがミューチュアル・ファンド法上の義務を遂行するために合理的に必要とするトラストに関する情報または説明を提出するよう求めることができます。

規制投資信託が、その義務を履行できなくなる可能性がある場合、また投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、もしくは任意解散を行おうとしている場合、トラストと同じく認可された投資信託が、ミューチュアル・ファンド法に反し、当該認可の条件に従わずに業務を遂行もしくは遂行を企図している場合、規制投資信託の監督および経営が、適正な態様で行われていない場合、または規制投資信託の経営者の地位にある者が当該地位に就くべき適正な人物でない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行についてトラストにアドバイスを与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれます。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含みます。）を行使することができます。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

受益証券の募集

受益証券は、2010年2月1日から2010年2月18日まで（当日を含みます。）（または管理会社が決定するこれより遅い日）の期間（以下「募集期間」といいます。）に募集が行われます。受益証券1口当りの募集価格は、受益証券1口当たり10,000円または100米ドル（場合に応じて）です。かかる募集価格には、受益証券の申込みに際し販売会社に支払われる「第二部 第1 4 （1）申込手数料」に記載の販売報酬が含まれます。投資家の最低取得申込口数はAクラス受益証券300口、Bクラス受益証券300口またはCクラス受益証券300口（場合に応じて）です。Aクラス受益証券300口、Bクラス受益証券300口またはCクラス受益証券300口（場合に応じて）を超過する分の取得申込口数は、Aクラス受益証券100口、Bクラス受益証券100口もしくはCクラス受益証券100口（場合に応じて）の整数倍または管理会社がその裁量により決定するそれより少ない口数とします。

受益証券の最大発行総額は、70,000,000,000円（相当）です。

受益証券の購入に係る申込書は、（当該申込者の身元および申込代金の支払源を確認するための根拠情報および根拠文書とともに）募集期間の最終日までに管理会社により受領されなければなりません。受益証券に係る一切の支払は、受益証券の該当するクラスの通貨建てで行われるものとし、2010年2月18日（クロージング日）までに受領されるものとします。管理会社は、受託会社と協議の上、受益証券の全部または一部に係る申込みを拒絶することができ、申込代金またはその差額（場合に応じて）は、申込者のリスクおよび負担において可及的速やかに（無利息で）返還されるものとします。

受益証券の継続発行

管理会社が、受託会社と協議の上、その絶対的な裁量において別段の決定をしない限り、募集期間の終了後、受益証券の追加発行は行われたいものとします。

適格投資家

受益証券は、適格投資家（以下に定義します。）に対してのみ募集および販売されるものとします。受益証券は、ケイマン諸島の居住者であるか、ケイマン諸島に住所を置く者（ケイマン諸島で設立された適用除外または通常の非居住会社は含まれません。）によって保有されてはなりません。受益証券の販売が違法となる投資家への受益証券の販売および譲渡もトラストの方針により禁じられています。受託会社は、かかる禁止事項に反して販売されたか、その他取得された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かつこれを行行使する意向です。

「適格投資家」とは、（i）「米国人」（1933年米国証券法（その後の改正を含みます。）（以下「米国証券法」といいます。）に基づく規則第902条に定義されます。）でない者・会社もしくは団体、（ii）「非米国人」（米国商品取引所法（以下「米国商品取引所法」といいます。）第4.7条に定義されます。）である者・会社もしくは団体、（iii）ケイマン諸島の市民もしくは居住者でない者、もしくはケイマン諸島に住所を置く者・会社もしくは団体（ケイマン諸島で設立された免税団体または非居住の団体を除きます。）でない者、または（iv）上記（i）、（ii）もしくは（iii）に記載された者もしくは団体の保管者・名義人もしくは受託者でない者・会社もしくは団体をいいます。

受益証券は、米国証券法と州の証券法に基づく受益証券の登録および1940年米国投資会社法（その後の改正を含みます。）または米国商品取引所法に基づくトラストの登録が必要となり得るような販売を除外することを図る状況下で、非米国人である投資家に対し米国国外で募集されます。各購入者は、当該受益証券の実質所有者が適格投資家であり、受益証券の分売目的ではなく投資を目的として受益証券を購入することを証明しなければなりません。そのほか、トラストは、日本以外の法域の証券法に基づく登録の届出をしておらず、その意図もなく、したがって、投資を検討されている投資家は、受益証券の購入の前に、受益証券に関係するその市民権、居住地または住所を有する国での自らに関連する証券法およびその他法律上の要件にご留意下さい。

マネー・ロンダリング防止規制

マネー・ロンダリング防止を目的とした法律または規制を遵守するために、受託会社はマネー・ロンダリング防止手続を採用しかつ維持することが義務付けられており、また受託会社は申込者に対し同人の身元および資金源を確認するための証拠の提供を要求する場合があります。許容された場合で、一定の制限に従う場合には、受託会社はまた、しかるべき者に対し、マネー・ロンダリング防止手続（デューディリジェンス情報の取得を含みます。）の維持を委託する場合があります。

事務代行会社は、管理会社による委託に従い、トラストに対し、ルクセンブルグ大公国のすべての法律、規則および規制を遵守し、かつマネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資と疑われる申込者の行為の発見および報告を企図したマネー・ロンダリング防止の実務およびテロリストへの融資防止手続を適用します。ケイマン諸島当局は、事務代行会社がルクセンブルグ大公国の規制を遵守することを、受託会社が、随時改訂されるマネー・ロンダリング規制（2009年改訂済）を遵守することとみなします。

受託会社および管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、申込者の身元を確認するために必要な情報を要求する権利を留保します。

申込者が、確認目的で請求した情報の提出を遅滞するかまたは提出しない場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、申込みの受諾を拒絶することができ、かかる場合には、資金は、当該金額が当初引き落とされた口座宛に利息なしで返還されます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）はまた、受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、ある受益者に買戻代金を支払うことが、当該法域において、適用あるマネー・ロンダリ

ング防止法もしくはその他の法令違反にあたり得ると嫌疑を抱き、もしくは他者からその旨知らされた場合、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）による、適用ある法域におけるかかる法令の遵守を確保するために、かかる支払の拒絶が必要もしくは適切であると判断される場合には、かかる受益者への買戻代金の支払を拒絶する権利を留保することができます。

さらに、事務代行会社は、マネー・ロンダリングまたはテロリストへの融資に関連することを知っているかまたはかかる疑いを抱くような取引を行わないことをルクセンブルグの法律により義務付けられています。かかる状況において、事務代行会社は、当該取引またはその一部を阻止するよう命ずる関係当局に直ちに通報しなければなりません。事務代行会社はまた、事務代行会社が義務を遵守するため請求した情報を、買戻請求を行った受益者が提出しない場合、買戻請求手続を拒絶し、または買戻代金の支払を延期することができます。

販売会社もまた、マネー・ロンダリング防止に関してケイマン諸島の法令に基づき必要とされる手段方法を用い、また事務代行会社からの要求があった場合、受益証券の申込者の身元確認に用いたすべての資料を事務代行会社に提出することが求められています。さらに、販売会社は、日本のマネー・ロンダリング防止および「適合性の原則」規則に則り、日本の全投資家のリストを保管します。

受託会社ならびに事務代行会社および／または販売会社は、申込者による申込みもしくはかかる申込みに基づく受益証券の発行の拒絶もしくは延期、または申込者の買戻請求もしくはかかる請求に基づく代金の支払の拒絶もしくは延期の結果として申込者が被った損失につき、申込者に対し責任を負いません。

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事し、もしくはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知り、もしくは嫌疑を抱き、またはかかる知見もしくは嫌疑に対する合理的根拠を有する場合、またかかる知見または嫌疑に関する情報が、規制分野の業務の過程で明るみに出た場合、上記の知見または嫌疑を、

（i）その開示が犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合は、ケイマン諸島の2008年犯罪収益法に基づき、ケイマン諸島の財務報告当局に、または（ii）その開示がテロ行為もしくはテロリストへの融資および資産への関与に関するものである場合は、ケイマン諸島のテロリズム法（2009年改訂済）に基づき、巡査以上の階級の警察官に通報することが義務付けられています。かかる通報は、法律等で課せられた情報の機密保持または開示制限の違反とはみなされないものとします。

受益証券の譲渡

受益者は、自らが保有する受益証券を、書面による証書によって譲渡することができます。ただし、その時点で効力を有する関係法域もしくは適用法域の法律規定、政府等の要件もしくは規則、または受託会社もしくは管理会社が別途に要求する受託会社、管理会社、販売会社もしくは事務代行会社の方針を遵守するために、譲受人が受託会社または管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）の要求する情報を前もって提供し、かつ管理会社が受託会社と協議の後、当該譲渡に対する事前の書面による承諾を行った場合に限りです。さらに、譲受人は、（i）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものである旨、（ii）譲受人が自己勘定で受益証券を取得する旨、ならびに（iii）受託会社および／または管理会社がその裁量により要求するその他の事項について、受託会社および／もしくは管理会社、販売会社または事務代行会社に対し、書面にて表明することを要求されます。

管理会社は、譲渡人および譲受人またはこれらの者の代理人が譲渡証書に署名することを求めるものとします。譲渡人は、かかる譲渡が登録され、譲受人の氏名がかかる受益証券に関する受益者として受益者名簿に記載される時点まで、引き続き受益者であるものとみなされ、かつ、かかる譲渡の対象となる受益証券に係る権利を有するものとみなされます。譲渡証書原本および上記記載の情報が、受託会社および／または管理会社によって受領されるまで、譲渡の登録はなされません。

上記の規定に違反して譲渡された受益証券は、譲渡または下記の強制買戻しの対象となります。

（ロ）日本における販売手続等

日本においては、2010年2月1日から2010年2月12日まで（当日を含みます。）の期間にAクラス受益証券およびBクラス受益証券については1口当り10,000円で、Cクラス受益証券については1口当り100米ドル（約9,240円）で、日本における販売会社により取扱いが行われます。

Aクラス受益証券およびBクラス受益証券の販売会社に対する取得額の支払は、日本円でなされます。Cクラス受益証券の取得額の支払についても、原則として、日本円でなされ、その円／米ドル換算レートは、各申込日の翌国内営業日における東京外国為替市場の為替相場に基づき、販売会社により決定されます。また、Cクラス受益証券について販売会社が応じ得る範囲で米ドルで支払うこともできます。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

受益証券は、各買戻日に買戻すことができます。「買戻日」とは、2010年3月31日以降の各評価日および／または管理会社が受託会社と協議の上、随時決定する当該日以降のその他の日をいいます。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する通知（以下「買戻通知」といいます。）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社が買戻すよう請求することができます。提出された買戻通知は、管理会社が一般にまたは特殊な場合として決定しない限り、取消することができないものとします。各買戻通知は、該当するクラスの受益証券の100口の整数倍で行われます。

買戻通知は、（受託会社および／または管理会社の要求する根拠情報および根拠文書とともに、）当該評価日に該当する月の10暦日目（またはかかる日が国内営業日でない場合、直後の国内営業日）までに、提出される必要があります。

受益証券が買戻される価格（以下「受益証券1口当り買戻価格」といいます。）は、当該買戻日に到来する評価日に関して計算日に計算されたAクラス受益証券またはBクラス受益証券またはCクラス受益証券（場合に応じて）の受益証券1口当り純資産価格に相当します。

評価日に関する「計算日」とは、事務代行会社が、当該計算日より前に公式債券価格を入手することを前提に、該当する評価日が属する月の翌月の20暦日目（もしくはかかる日がルクセンブルグ営業日（以下に定義します。）でない場合、直後のルクセンブルグ営業日）および／または管理会社が受託会社と協議の上随時決定するその他の日をいいます。

「ルクセンブルグ営業日」とは、ルクセンブルグ大公国において銀行が営業を行っている日（ただし、毎年12月24日を除きます。）をいいます。

受益証券の買戻しが、下記「第三部 第3 1 （1）資産の評価」に記載のとおり停止している期間中は、いかなる受益証券も買戻してはならないものとします。

管理会社は、かかる買戻請求がその他の受益者または適切に運用されているファンドの資産を害すると判断する場合、買戻請求の全部または一部の受諾を拒絶することができます。かかる拒絶は、書面にて同意される追加手続とともに当該受益者に対して直ちに通知されます。

受益証券の買戻しに関する送金は、Aクラス受益証券およびBクラス受益証券については日本円で、Cクラス受益証券については米ドルで電信送金されます。買戻代金は、純資産価格の計算後、可及的速やかにまたは管理会社が決定するその他の日に送金される予定です。管理会社はまた、下記「第三部 第3 1 （1）資産の評価」に記載のとおり、買戻代金の支払を延期することができます。

受益証券の強制買戻し

受益証券が適格投資家ではない者によりもしくはかかる者のために保有されている旨、もしくはかかる保有によりトラストまたはファンドが登録を要求されるか、税金を課されるか、もしくはいずれかの法域の法律に違反する原因となる旨を受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が決定した場合、または受託会社もしくは管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が、当該受益証券の申込みもしくは購入の資金に充当するために使用される資金源の適法性を疑う根拠を有する場合、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、当該受益者に対し、受益者が10日以内に当該受益証券を売却し、かつかかる売却の証拠を管理会社（またはその代理としての事務代行会社）に提供する必要がある旨を書面にて通知することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、ファンドの勘定による買戻しおよび当該受益証券の消却を行うことができます。

強制的に買戻された受益証券1口当り買戻価格は、当該強制買戻日またはその直前に当たる評価日に関する計算日に決定されるAクラス受益証券またはBクラス受益証券またはCクラス受益証券（場合に応じて）1口当り純資産価格に相当するものとします。

（ロ）日本における買戻し手続等

受益証券は、通常、2010年3月31日以降の各買戻日に買戻すことができます。買戻通知は、原則として、関連する買戻日が含まれる月の1暦日目から同月の10暦日目まで（いずれも当日を含みます。）（以下「買戻通知期間」といいます。）の期間に日本における販売会社を通じて事務代行会社に届けられなければなりません。ただし、

（i）買戻通知期間の初日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその直後の国内営業日に開始され、また

（ii）買戻通知期間の最終日が国内営業日でない場合、買戻通知期間はその直後の国内営業日に終了するものとします。買戻通知期間中の日の午後3時までには買戻しの請求が行われ、かつ、日本における販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当該日の請求として取り扱います。ファンド証券の買戻しは当該クラスの受益証券100口以上100口単位または管理会社はその裁量により決定するその他の口数とします。受益証券1口当り買戻価格は、計算日に計算され、当該買戻日における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に相当します。事務代行会社は、原則として、計算日に各買戻日時点における受益証券1口当り純資産価格を計算するものとします。買戻代金は、口座約款の定めるところに従って、日本における販売会社を通じて、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券について原則として円貨で支払われます。Cクラス受益証券に関し、円／米ドルの換算レートは販売会社が日本で換金（買戻し）の注文の成立を確認した日（約定日）における東京外国為替市場の為替相場に基づき、日本における販売会社により決定されます。Cクラス受益証券の買戻代金は、販売会社が応じ得る範囲で米ドルで支払われることもあります。買戻通知に関する当該買戻日から支払日までの買戻代金に対する利息は発生しません。

買戻代金の支払は、原則として、約定日から起算して4国内営業日目から行われます。通常、約定日は、計算日の直後の国内営業日となります。

（注） 買戻請求を受けずに、信託期間（以下に定義します。）を終了するファンド受益証券につき、管理会社は、ファンドのすべての投資資産その他の財産の現金化を手配するものとし、かかる現金化は、受託会社が適切と判断する方法および期間において実行され完結されるものとします。監査人は信託期間終了後に監査手続を行い、監査終了後に受益者への支払金額、支払日が決定されます。受益者へのお支払には、信託期間終了日から半年程度、監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

関連する計算日より前に公式債券価格を入手することを前提に、管理会社（またはその代理としての事務代行会社）は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って、計算日において、直前の評価日におけるファンドの1口当たり純資産価格（以下「純資産価格」といいます。）を日本円で計算します。

事務代行会社が、関連する計算日より前に公式債券価格を入手していない場合、事務代行会社は、計算日の後の公式債券価格を入手した日に純資産価格を計算します。

純資産額は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券の間に、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券（場合に応じて）に帰属する資産および負債（Aクラス受益証券に個別に割り当てられる為替ヘッジ取引の実現および未実現損益を含みますが、これらに限られません。）が、別のクラスの受益証券の保有者ではなくAクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券の保有者各人によって実際に負担されることを確実にするために、管理会社によって決定された合理的な割当方法に基づき割り当てられます。Cクラス受益証券に帰属する純資産額は、事務代行会社が決定するとおり、評価日時点の為替で、米ドルに換算されるものとします。Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券の1口当たり純資産価格（以下「受益証券1口当たり純資産価格」といいます。）は、Aクラス受益証券、Bクラス受益証券およびCクラス受益証券（場合に応じて）に帰属する純資産額の総額をAクラス受益証券またはBクラス受益証券またはCクラス受益証券（場合に応じて）の発行済受益証券口数で除して計算されます。

ファンドによる本債券への投資は、各評価日を基準として計算代理人が計算する公式債券価格に基づき評価されます。公式債券価格は、関連する評価日におけるインデックスの価格変動分を反映し、そこから該当する期間中の未払いの本債券管理報酬（上記「第二部 第1 2 （1）投資方針」の「本債券」に記載されています。）を差し引いた価格に連動します。正常な市況下において、月次の市場実勢気配値は、公式債券価格から、一定の市場リスクおよび流動性リスクを反映するための、券面額の0.40%（最大）である買・中値スプレッドを控除した価格に連動します。

「公式債券価格」は、額面金額に、本債券評価日におけるインデックスの価格を当初観察日におけるインデックスの価格で除した値を乗じ、本債券管理報酬を控除した価格とします。

ファンドの現金は、以下のとおり評価されます。(a)現金およびその他の流動資産は、額面価格に経過利息を付して評価されます。(b)日本円以外の通貨で表示される評価額については、入手可能な直近の当該通貨の売買仲値または管理会社（またはその代理としての事務代行会社）が誠実に決定するその他の価格により日本円に換算されます。

管理会社（またはその代理としての事務代行会社）によるファンドの評価額つまり純資産価格の算定は、管理会社の正当な権限を有する役員または代表者によって認証され、かかる認証（専ら公式債券価格に依拠してなされたものとします。）はすべての受益者にとって確定的かつ最終的であるものとし、また、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。また、管理会社および事務代行会社は、第三者から管理会社または事務代行会社に提供された評価額に依拠することがありますが、明らかな誤りがない限り、管理会社または事務代行会社に対する求償権は存しないものとします。受託会社は、管理会社または事務代行会社によるファンドの資産の評価または純資産価格の計算（もしくはそれに関し生じた誤り）について、一切責任がなく、いかなる状況においても法的義務を負わないものとします。

純資産価格の決定および／または受益証券の買戻しの停止

管理会社は、受託会社と協議の上、以下の全部または一部の期間において、純資産価格の計算および／もしくは受益証券の買戻しを停止することができ、ならびに／または買戻代金の支払を延期することができます。

- (i) ファンドが最終的かつ実質的に投資する投資対象の大部分が上場、売買、交換もしくは取引されている証券取引所、商品取引所、先物取引所もしくは店頭市場が、（通常の週末もしくは休日による閉鎖以外で）閉鎖されている期間、またはかかる取引所もしくは市場における取引が制限もしくは停止されている期間。
- (ii) ファンドの投資対象の処分が現実的でない場合、またはかかる処分が受益者に著しく不利益となるで

あろうと管理会社が判断する場合。

- (iii) ファンドの投資対象の価値もしくは純資産価格を確定するために通常利用される手段のいずれかが使用不能となり、またはその他の理由によりファンドの投資対象の価値もしくはファンドのその他の資産の価値もしくは純資産価格を合理的もしくは公正に確定することができないと管理会社が判断する場合。
- (iv) ファンドの投資対象の償還もしくは換金またはかかる償還もしくは換金に関連する資金の送金を、正常価格または正常な換算率で達成することができないであろうと管理会社が判断する期間。
- (v) 公式債券価格の公表（またその結果、かかる公式債券価格に関連する買戻しに係る送金）が遅延している期間。

管理会社は、受託会社と協議の上、受益者名簿に記載されているすべての受益者※に対し、上記の停止を可及的速やかに書面で通知すると共に、停止が解除され次第、速やかに受益者に通知するものとします。

※ この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(2) 【保管】

受益証券証書は原則として発行されません。販売会社は、日本の投資家の口座で取得する受益証券について自己の名義で確認書（および、もし受益証券証書が発行される場合は受益証券証書）を保管します。

日本の受益者が、自己の名義で受益証券を保有することを認められた場合には（そのような事態は想定されていませんが）この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、信託証書に従った早期終了が行われない場合、2016年12月31日の10日前までに受益者に対して書面による通知を行ったうえで受託会社および管理会社の双方が合意して延長しない限り、2016年12月31日に終了します。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は毎年12月31日です。（初回決算日は2010年12月31日です。）

(5) 【その他】

(イ) ファンドの解散

信託証書に従った早期終了がなければ、2016年12月31日（以下「終了日」といいます。）の10日前までに、受益者に対し書面により通知を行い、受託会社および管理会社の双方の合意により延長が行われない限り、ファンドは2016年12月31日に終了します。

ファンドの終了の際は、管理会社は、ファンドの全借入およびその他の負債を返済するために、投資対象およびファンドのその他財産の売却を手配するものとし、かかる売却および返済は、ファンドの終了後、管理会社が決定する方法および合理的な期間において実行され完結されるものとします。管理会社はファンドの終了後、出来るだけ速やかに、ファンドの残る全投資対象およびその他の資産を換金し、受益者に対し手取金（純額）を分配するものとします。ただし、終了時の最終監査後までは受益者に対する分配可能額が決定されないため、終了日の少なくとも6ヶ月後まで、受益者に対して終了時の手取金の支払に関する通知がなされない可能性があります。

(ロ) マスター信託証書の変更

受託会社および管理会社は、受益者※に対し最低10日前の書面による通知を行うことにより（かかる通知を受ける権利は、受益者の決議により放棄することができます。）、受託会社および管理会社が受益者の最大の利益となると考える方法および限度で、追補証書により、マスター信託証書の規定に改正、修正、変更または追加を行う権利を有します。受託会社はその意見において、書面により、前述の改正、修正、変更または追加（以下「修正」といいます。）が、（i）既存の受益者に重大な損害を及ぼさず、受託会社もしくは管理会社が受益者に対する責任を実質的に免れることにはならず、結果としてファンドの中から支払われる経費および料金（かかる追補の証書に関して発生した経費、料金、報酬および費用を除きます。）の額を増加させず、（ii）財務上、法律上もしくは当局による要件（法的拘束力を有するか否かを問いません。）の遵守を可能にするために必要である、または（iii）明白な誤りを訂正するために必要であると判断する旨証明する場合、修正

には受益者の承認を必要としません。修正は、受益者に対して、その保有する受益証券について追加出資を行ったり、責任を引き受ける義務を課すものではありません。

※ この場合の「受益者」とは、日本における販売会社を意味します。

(ハ)関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 代行協会員契約

代行協会員契約は、期間の定めなく締結されます。代行協会員契約は、日本にて必要とされる限りにおいて、日本における後任の代行協会員が選任されることを条件として、管理会社または代行協会員のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い通知）を行うことにより解約されます。さらに、代行協会員契約は、他方当事者が（a）代行協会員契約上の義務の重大な不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(b) 受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、期間の定めなく締結され、管理会社または販売会社のいずれかが、3ヶ月前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い通知）を行うことにより解約されます。さらに、受益証券販売・買戻契約は、他方当事者が（a）受益証券販売・買戻契約上の義務の重大な不履行があり、他方当事者からのその治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくはその債務が支払不能となり、もしくはその資産につき管財人が任命され、もしくは破産（適用ある場合）し、もしくは同様の効果を有する事象が発生した場合、書面による通知をもって直ちに解約されます。

(c) 保管契約

保管契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い通知）を行うことにより、解約されます。保管契約はまた、他方当事者が（a）保管契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、受託会社または保管会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(d) 事務代行会社契約

事務代行会社契約は、期間の定めなく締結され、いずれかの当事者が60日前の書面による通知（または他方当事者が同意するそれより短い通知）を行うことにより、解約されます。事務代行会社契約はまた、他方当事者が（a）事務代行会社契約上の義務の不履行があり、その治癒を要求した通知を受領後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、または（b）清算手続に入った場合（通知を行った当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、もしくは他方当事者の資産につき管財人が任命された場合、管理会社または事務代行会社のいずれかにより、直ちにまたは継続して効力を有する書面による通知をもって直ちに解約されます。

(e) 投資顧問契約

投資顧問契約は、（i）他方当事者に対して60日前の書面による通知を行った場合、または（ii）（a）一方の当事者が破産もしくは支払不能となった場合（他方当事者が事前に書面にて承認したところに従い、会社更生もしくは合併のために行われる任意清算を除きます。）、（b）規制上の理由により、一方の当事者の投資顧問契約に基づく義務の履行が不可能となった場合、（c）一方の当事者により投資顧問契約の不履行があり、他方当事者がその治癒の要求を行った後30日以内にかかる不履行が治癒されない場合、もしくは（d）

ファンドが終了する場合は直ちに、管理会社または投資顧問会社によって違約金を科されることなく解約することができます。

2【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

① CIMAに対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資を検討されている投資家がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出されなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければなりません。CIMAは、かかる提出期限を延長することができます。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければなりません。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負います。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとします。

監査人は、監査の過程において、ファンドに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- (i) 弁済期に債務を履行できない、またはできない可能性が生じること。
- (ii) 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- (iii) 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- (iv) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいること。
- (v) ミューチュアル・ファンド法もしくは同法に基づく規則、金融庁法（2008年改正）、マネー・ロンダリング防止規制（2009年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいること。

トラストおよびファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島（PricewaterhouseCoopers (Cayman Islands)）です。ファンドの会計監査は、ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に基づいて行われます。

ファンドは、2010年12月を初年度として、12月31日に終了する各会計年度末から6ヶ月以内に、本規則に従い作成されるファンドの監査済会計書類の写しを含む投資家に対する年次報告書を作成し、配布するか、または作成し、配布させるものとします。ファンドは、各年6月末日までに、各会計年度の監査済会計書類をCIMAに提出しなければなりません。

受託会社はまた、各会計年度末後、6ヶ月が終了した日から20日以内にファンドの業務の詳細を記載した書面による報告書をCIMAに提出することが義務付けられています。さらに、受託会社は、毎年1回、受託会社が知り得る限り、ファンドの投資指針、投資制限および設立文書は遵守されており、またファンドは投資家または債権者に不利益を与える方法では運営されていない旨確認した宣言をCIMAに提出します。

本規則により、事務代行会社は、ファンドの資産の一部もしくは全部が目論見書に記載されている投資目的および投資制限に従い投資されていないこと、または受託会社が、その設立文書もしくは目論見書の規定に従いファンドの業務を事実上、遂行していない旨確認した場合、その後可及的速やかにCIMAに報告する義務を課せられています。

事務代行会社は、ファンドの買戻しまたは申込みの停止およびかかる停止理由ならびにファンドを清算する意向およびかかる清算理由について、可及的速やかにCIMAに通知します。

② 受益者に対する開示

会計帳簿および記録：受益者への報告書

ファンドの会計帳簿および記録は事務代行会社の事務所で保管されます。会計書類作成にあたって使用される受益証券の価格は、毎年12月に到来する評価日に係る計算日に算出される純資産価格となります。各評価日における純資産価格は、原則として、かかる評価日における純資産価格が計算日に計算された後、受益者名簿に名前のある各受益者により事務代行会社の事務所に閲覧可能です。ファンドの年次報告書はルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されます。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、原則として、決算日から120日以内および当該半期終了後60日以内に、それぞれ受益者名簿に名前のある受益者に送付され、事務代行会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能です。

ファンドの会計年度は、毎年12月31日に終了します。ファンドの第一期の年次報告書は、2010年12月31日に終了する期間に対して作成されます。

B. 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書にファンドの信託証書および主要な関係法人との契約書の写し等を添付して、関東財務局長に提出しなければなりません。（ただし、主要な関係法人との契約書の写しは、当該契約の主要な内容が有価証券届出書中に記載されている場合には添付する必要がありません。）投資者およびその他希望する者は、財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて、これを閲覧することができます。

受益証券の販売会社は、有価証券届出書第一部および第二部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（交付目論見書）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、有価証券届出書の第三部と実質的に同一の内容を記載した目論見書（請求目論見書）を交付します。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6ヶ月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3ヶ月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはその都度臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類を財務省関東財務局の閲覧室またはEDINETにおいて閲覧することができます。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、受益証券の募集の取扱等を行う場合、あらかじめ、投信法に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、ファンドの信託証書を変更しようとするときはまたはファンドを他の信託と併合しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大である場合または他の信託と併合しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容およびその理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実の販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書は、販売会社に知れている日本の受益者に交付されます。

3【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。したがって、販売会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、販売会社との間の口座約款に基づき、販売会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(i) 分配金請求権

受益者は、管理会社の決定した分配金を、持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。分配金（もしあれば）および受益証券の買戻しに関する支払金は、ファンドのすべての債務全額についての支払に劣後します。

(ii) 買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを管理会社に請求する権利を有します。ただし、信託証書および目論見書に規定された制限および規制に服します。

(iii) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(iv) 損害賠償請求権

一般に、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた故意の不履行、詐欺または重大な過失から生じた場合を除き、損害賠償請求権は認められません。

(v) 議決権

受益者は、限られた議決権のみを有し、マスター信託証書に従い受益者の投票は特定の限られた状況においてのみ要求されることがあります。例えば、マスター信託証書第35条に基づき、受託会社を解任し、後任の受託会社を指名する場合、マスター信託証書第36条に基づき、管理会社を解任し、後任の管理会社を指名する場合、マスター信託証書第37条に基づき、トラストの他の法域への移動を承認する場合、またはマスター信託証書第40条に基づき、マスター信託証書の修正を承認する場合です。かかる状況において、受益者の決議は、トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める議決権または書面による同意のいずれかにより可決されます。特定のシリーズ・トラストの受益者のみが影響を受けるような一定の状況においては、かかるシリーズ・トラストの受益者は、かかるシリーズ・トラストの発行済受益証券の純資産額の過半数を占める個別決議または書面による同意により、別個に、議決権を行使する必要があります。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

アンダーソン・毛利・友常法律事務所 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (i) 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題およびJSDAの規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- (ii) 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 田中 収

同 高木 紘子

同 井上 貴美子

東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

前記(3)(ii)の取引に関連して日本の投資者が提起する訴訟に限って、その裁判管轄権は下記の裁判所が有し、適用法は日本法であることを管理会社は承認しています。判決の執行手続は、日本法に従って行われます。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

第4【ファンドの経理状況】

ファンドの運用は、受益証券の募集の終了後、2010年2月18日から開始する予定であり、ファンドは、現在何ら資産を保有していません。第1期の監査済財務書類は、2010年12月31日に終了する期間について作成されます。ファンドの会計監査は、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島が行います。なお、プライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島は、公認会計士法（昭和23年法律第103号、その後の改正を含みます。）第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第5【販売及び買戻しの実績】

ファンドは、2010年2月1日からファンド証券の募集を開始します。

第四部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ（約4,997万円）で、2009年10月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約333万円）の記名式株式15株を発行済です。

過去5年間の資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会（以下「取締役会」といいます。）が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は年次株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。

取締役会は、互選により、会長1名を選出し、また副会長1名ないし数名を選出できるものとします。取締役会はまた、取締役であることを要しないが、取締役会および株主総会の議事録の保管について責任を有する秘書役1名を選出するものとします。さらに取締役会は、管理会社の業務運営および経営に必要とみなされる場合にはジェネラル・マネージャー1名およびジェネラル・マネージャー補佐または他の役員数名を含む管理会社の役員を随時任命することができます。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催時刻の24時間以上前にすべての取締役にあててなされます。緊急の場合には、当該緊急事由について招集通知に記載します。かかる通知は、書面、ケーブル、電報、テレックスまたはファックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議によりあらかじめ採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、代理人を指名したことが証明可能な書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、投票の証明が可能な書面、ファックスまたはその他の電子的手段により投票することができます。取締役は、本人確認が可能かつ審議が当該取締役へ継続的に再送信され会議への効率的な参加が可能な電話会議、テレビ会議またはその他の遠隔通信手段を利用することにより取締役会に出席することができます。取締役会は、取締役の過半数が出席または代理出席している場合にのみ、適法に審議し、または行為することができます。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとします。前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うこともでき、決議事項が記載され各取締役が署名した単一または複数の書類によってこれを成立させることができます。

取締役は、適法に開催された取締役会会議でのみ行為することができます。取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有します。

(3) 役員および従業員の状況

（2009年10月末日現在）

氏名	役職名	略歴
松本 晃一	取締役会長	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、取締役社長
ジャック・エルヴィンガー (Jacques Elvinger)	取締役	ルクセンブルグのエルヴィンガー・ホス・アンド・プルッセン法律事務所、パートナー
安間 豊	取締役	ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー、取締役兼ジェネラル・マネージャー
アーンスト・アンド・ヤング (Ernst & Young S.A.)	監査役	ルクセンブルグの公認会計士事務所

(注) ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの取締役兼ジェネラル・マネージャーである須藤光一氏が、ジェネラル・マネージャーとして任命されています。ファンド所属の管理会社のその他の従業員はいません。

2【事業の内容及び営業の概況】

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、投資信託の運用、管理および販売を行うことを専業とします。

管理会社は、2009年10月末日現在、100本の投資信託の管理・運用を行っています。

(2009年10月末日現在)

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	サブ・クラスの本数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,960,729,536.71米ドル
		2	459,493,455.10ユーロ
		1	2,771,483,100.59豪ドル
		1	114,772,825.80カナダドル
		1	1,146,387,642.50ニュージーランドドル
		1	108,378,157.35英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	17	2,852,510,438.40米ドル
		8	265,690,656.36ユーロ
		3	28,051,989.86英ポンド
		5	827,761,290.21ニュージーランドドル
		7	24,243,641,184円
		4	50,003,596.67カナダドル
ケイマン諸島	その他のファンド	8	1,999,246,577.02豪ドル
		22	156,088,738,127円
		3	512,317,331.94豪ドル
		12	378,066,998.97米ドル
		1	39,862,369.93ユーロ
		1	211,958,326.87ニュージーランドドル
		1	117,946,605.51南アフリカ・ランド

ii) 管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、トラストの管理会社として従事します。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、保管会社および事務代行会社の完全子会社です。

管理会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。管理会社は、信託証書に基づき、トラストの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行う排他的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の保管、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（もしあれば）、受益証券1口当り純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づき管理会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関係者を含みます。）に対して委託する権限を有します。管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。管理会社は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律に規定された事項については、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、事務代行会社、投資顧問会社ならびに販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債をかかるとなる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

管理会社は、受託会社に対する60日以上前の書面による通知により辞任することがあります。かかる辞任は、後任の管理者の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または管理会社の清算開始日から30日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適切な後任と認める後任の管理者を特定することができない場合、受託会社は、後任の管理者を任命するため、受益者の会議を招集します。上記が満たされない場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還することができます。受益者は、受益者の決議によりいつでも、管理会社を解任し、後任の管理者を任命することができます。

管理会社は、辞任または解任の後も、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理者に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に管理会社が利用可能であった、信託証書により管理会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還遡及権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

3【管理会社の経理状況】

1. 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2010年1月7日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝133.25円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2009年3月31日現在

(ユーロで表示)

	2009年3月31日		2008年3月31日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融資産（注3）	831,196	110,757	892,242	118,891
流動資産				
1年以内期限到来債権	184,678	24,608	182,028	24,255
現金預金	13,298,014	1,771,960	12,344,496	1,644,904
未収納税引当金（注6）	247,094	32,925	—	—
為替先渡契約未実現純利益	—	—	3,974	530
未収収益	248	33	3,848	513
	<u>14,561,230</u>	<u>1,940,284</u>	<u>13,426,588</u>	<u>1,789,093</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注4）	375,000	49,969	375,000	49,969
法定準備金（注5）	37,500	4,997	37,500	4,997
その他準備金（注5）	1,363,000	181,620	1,147,000	152,838
繰越利益（注5）	11,549,603	1,538,985	9,822,150	1,308,801
当期利益	1,215,754	161,999	1,943,453	258,965
	<u>14,540,857</u>	<u>1,937,569</u>	<u>13,325,103</u>	<u>1,775,570</u>
債務引当金				
納税引当金（注6）	—	—	86,485	11,524
未払金				
未払費用（注7）	18,975	2,528	15,000	1,999
為替先渡契約未実現純損失（注11）	1,398	186	—	—
	<u>14,561,230</u>	<u>1,940,284</u>	<u>13,426,588</u>	<u>1,789,093</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2009年3月31日に終了した年度

(ユーロで表示)

	2009年3月31日終了年度		2008年3月31日終了年度	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他営業費用	65,111	8,676	35,929	4,788
金融資産の評価調整（注3）	79,321	10,570	138,237	18,420
純為替差損（注8）	107,892	14,377	—	—
金融資産売却実現損失	5,597	746	—	—
所得税（注6）	334,897	44,625	384,605	51,249
当期利益	1,215,754	161,999	1,943,453	258,965
費用合計	1,808,572	240,992	2,502,224	333,421
収益				
純売上高	1,386,234	184,716	1,611,735	214,764
その他利息および類似収益	362,654	48,324	436,569	58,173
純為替差益（注8）	—	—	93,817	12,501
金融資産売却実現利益	—	—	213,644	28,468
金融資産からの収益（注9）	59,684	7,953	146,459	19,516
収益合計	1,808,572	240,992	2,502,224	333,421

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2009年3月31日に終了した年度

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織に含まれ、当社が子会社としてその一部を形成する最小の組織を形成するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリス EC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2－重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

現金預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

金融資産

金融資産は、取得日における取得価額で計上される。期末現在で金融資産は、原価かまたは時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で決定される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未払金

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが今期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

為替先渡契約

先渡契約は、将来の特定の日ににおいて特定の金融商品を売買するための契約上の取り決めである。先渡契約は、店

頭市場において取引されるカスタマイズされた契約である。

為替契約の公正価値は、類似の満期およびリスク水準を有する契約の実勢為替レートを参照することにより計算される。

当社の外貨ポジションをヘッジする目的で、当社は為替先渡契約を締結する。当該契約は、当社によって開始され、市場相場で締結される。貸借対照表または簿外ポジションをヘッジするために締結される取引から生じる利益および損失は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注3－金融資産

金融資産は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。金融資産の増減の概要は、以下のとおりである。

	2009年3月31日現在 (ユーロ)
取得価額	
期首現在	1,249,128
期中取得額	72,460
期中処分額	(54,185)
期末現在	1,267,403
評価調整	
期首現在	(352,912)
期中評価調整	(79,321)
為替の影響	(3,974)
期末現在	(436,207)
期末純評価額	831,196
期末市場価格	840,269

注4－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注5－準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2008年3月31日現在残高	37,500	1,147,000	9,822,150
前期の利益	—	—	1,943,453
準備金取崩し	—	—	—
利益処分	—	216,000	(216,000)
2009年3月31日現在残高	37,500	1,363,000	11,549,603

法定準備金

ルクセンブルクの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2009年3月31日現在、配当不可能準備金は合計1,363,000ユーロであり、これは、2000年から2008年までの間に資産税積立金として計上された額の6倍に相当する。

2008年には、2000年および2001年の資産税準備金のうち合計89,000ユーロが取り崩された。年次株主総会で承認された後、305,000ユーロが2008年の資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金として割り当てられた。

注6－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。納税額に対して前払金の額が上回る場合、差額は貸借対照表に「未収納税引当金」として計上される。

注7－未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに為替先渡契約未実現損失から構成されている。

注8－純為替差益（損）

	2009年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2008年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現利益（損失）	(102,520)	90,838
派生商品および為替契約に係る未実現利益（損失）の増減	(5,372)	2,979
	<u>(107,892)</u>	<u>93,817</u>

注9－金融資産からの収益

金融資産からの収益は、以下のとおり構成されている。

	2009年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2008年3月31日 終了年度 (ユーロ)
受取配当金	59,684	146,459
	<u>59,684</u>	<u>146,459</u>

注10－スタッフ

当社には、2009年および2008年の事業年度中に従業員はいなかった。

注11－為替先渡契約

貸借対照表日現在、未決済為替先渡契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日 (日-月-年)	未実現損失 (ユーロ)
ヘッジ用に保有される為替先渡契約					
ユーロ	584,293	米ドル	775,450	30-06-09	(1,105)
ユーロ	118,260	日本円	15,373,820	30-06-09	(293)
					(1,398)

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2009年3月31日に終了した事業年度に362,655ユーロの利息が生じた（2008年：436,569ユーロ）。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2009
(expressed in Euro)

	<i>March 31,</i> <i>2009</i>	<i>March 31,</i> <i>2008</i>
ASSETS		
FIXED ASSETS		
Financial assets (note 3)	831,196	892,242
CURRENT ASSETS		
Trade debtors becoming due and payable within one year	184,678	182,028
Cash at banks	13,298,014	12,344,496
Receivable provision for taxation (note 6)	247,094	--
Net unrealised gain on forward foreign exchange contracts	--	3,974
ACCRUED INCOME	248	3,848
	<u>14,561,230</u>	<u>13,426,588</u>
LIABILITIES		
CAPITAL AND RESERVES		
Subscribed Capital (note 4)	375,000	375,000
Legal Reserve (note 5)	37,500	37,500
Other Reserves (note 5)	1,363,000	1,147,000
Profit brought forward (note 5)	11,549,603	9,822,150
Profit for the financial year	1,215,754	1,943,453
	<u>14,540,857</u>	<u>13,325,103</u>
PROVISIONS FOR LIABILITIES AND CHARGES		
Provision for taxation (note 6)	--	86,485
ACCRUALS		
Accrued expenses (note 7)	18,975	15,000
Net unrealised loss on forward foreign exchange contracts (note 11)	1,398	--
	<u>14,561,230</u>	<u>13,426,588</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2009
(expressed in Euro)

	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2009</i>	<i>Year Ended</i> <i>March 31, 2008</i>
CHARGES		
Other operating charges	65,111	35,929
Value adjustment in respect of financial assets (note 3)	79,321	138,237
Net exchange loss (note 8)	107,892	--
Realised loss on sales of financial assets	5,597	--
Income taxes (note 6)	334,897	384,605
Profit for the financial year	1,215,754	1,943,453
Total charges	<u>1,808,572</u>	<u>2,502,224</u>
INCOME		
Net turnover	1,386,234	1,611,735
Other interest and similar income	362,654	436,569
Net exchange gain (note 8)	--	93,817
Realised gain on sales of financial assets	--	213,644
Income from financial assets (note 9)	59,684	146,459
Total income	<u>1,808,572</u>	<u>2,502,224</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2009

Note 1 - General

Global Funds Management S.A. (the "Company") was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a "Société Anonyme" governed by Luxembourg law and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Bâtiment A - 33, rue de Gasperich L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as Net turnover.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8011, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1, St. Martin's-Le-Grand, London, EC1A 4NP, U.K.

Based on the criteria defined by Luxembourg law, the Company is exempted from the obligation to draw-up consolidated accounts and a consolidated management report.

Note 2 - Summary of Significant Accounting Policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro ("EUR") and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at the historical exchange rate or at their value determined at the exchange rate

prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Financial assets

Financial assets are recorded at acquisition cost on trade date. At the year end, financial assets are valued individually at the lower of cost or market value.

Value adjustment are deducted directly from the related assets.

Realised profit or loss on sale of financial assets is determined on the basis of the average cost method.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions for liabilities and charges

Provisions for liabilities and charges are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Accruals

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividend is recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Forward foreign exchange contracts

Forward contracts are contractual agreements to buy or sell a specified financial instrument at a specific date in the future. Forwards are customized contracts transacted in the OTC market.

The fair values of currency exchange contracts are calculated by reference to current exchange rates for contracts with similar maturity and risk profiles.

The Company enters into forward foreign exchange contracts for the purpose of hedging foreign currency positions of the Company. They are initiated by the Company and concluded at market rates. Gains and losses resulting from transactions which are concluded in order to hedge a balance sheet or an off-balance sheet position are recorded in the profit and loss account similarly to the gains and losses attached to the hedged transactions.

Note 3 - Financial Assets

Financial assets consist of investments in units/shares of investment funds. Movements in financial assets are summarised as follows:

	March 31, 2009
	<i>EUR</i>
Acquisition cost	
at the beginning of the year	1,249,128
acquisitions during the year	72,460
disposals during the year	(54,185)
at the end of the year	1,267,403
Value adjustments	
at the beginning of the year	(352,912)
value adjustments for the year	(79,321)
foreign exchange impact	(3,974)
at the end of the year	(436,207)
Net value at the end of the year	831,196
Market value at the end of the year	840,269

Note 4 - Subscribed Capital

The issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of 25,000 Euro each. The Company has not purchased its own shares.

Note 5 - Reserves and Profit Brought Forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserve	Profit brought forward
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Balance as at March 31, 2008	37,500	1,147,000	9,822,150
Previous year 's profit	--	--	1,943,453
Release of Reserve	--	--	--
Appropriation of profit	--	216,000	(216,000)
Balance as at March 31, 2009	37,500	1,363,000	11,549,603

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be

transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

From 2002 onwards, in accordance with para 8a of the October 16, 1934 law as amended, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due for the year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2009, the non-distributable reserve amounts to EUR 1,363,000 representing six times the net worth tax credited for the years from 2000 to 2008.

In 2008, the 2000 and 2001 net worth tax reserve was released by an aggregate amount of EUR 89,000. Following its approval by the Annual General Meeting of the Shareholders, an amount of EUR 305,000 was allocated to restricted reserves corresponding to five times the amount of the 2008 net worth tax.

Note 6 - Taxes

The Company is responsible for the management of several Mutual Investment Funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. Provision for taxation correspond to the tax liability estimated by the Company for the financial period for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities. In case of excess of advances compared to the tax liabilities, the net amount is recorded in the balance sheet as “Receivable provision for taxation”.

Note 7 - Accruals

The accruals mainly consist of audit and domiciliation fees payable and unrealized loss on forward foreign exchange contracts.

Note 8 – Net Exchange Gain (Losses)

	<i>Year Ended March 31, 2009</i>	<i>Year Ended March 31, 2008</i>
Realised gain (loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(102,520)	90,838
Change in unrealised gain (loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(5,372)	2,979
	<u>(107,892)</u>	<u>93,817</u>

Note 9 – Income from Financial Assets

Income from financial assets comprise of:

	<i>Year Ended March 31, 2009</i>	<i>Year Ended March 31, 2008</i>
Dividend received	59,684	146,459
	<u>59,684</u>	<u>146,459</u>

Note 10 – Staff

The Company did not have any employees during the financial years 2009 and 2008.

Note 11 – Forward Foreign Exchange Contracts

As at the balance sheet date, the outstanding forward foreign exchange contracts are as follows:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealized Loss in EUR
FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS HELD FOR HEDGING					
EUR	584,293	USD	775,450	30-Jun-09	(1,105)
EUR	118,260	JPY	15,373,820	30-Jun-09	(293)
					<u>(1,398)</u>

Note 12 – Related Parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded an interest of EUR 362,655 for the year ended March 31, 2009 (2008: 436,569). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c. 日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2010年1月7日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売相場場の仲値（1ユーロ＝133.25円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2009年9月30日現在

(ユーロで表示)

	2009年9月30日		2008年9月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産				
固定資産				
金融資産（注3）	961,529	128,124	893,294	119,031
流動資産				
1年以内期限到来未収債権	210,472	28,045	235,040	31,319
現金預金	13,959,317	1,860,079	12,783,739	1,703,433
納税引当金（注6）	17,014	2,267	64,334	8,573
未収収益	12	2	1,159	154
	<u>15,148,344</u>	<u>2,018,517</u>	<u>13,977,566</u>	<u>1,862,511</u>
負債				
資本金および準備金				
資本金（注4）	375,000	49,969	375,000	49,969
法定準備金（注5）	37,500	4,997	37,500	4,997
その他準備金（注5）	1,363,000	181,620	1,363,000	181,620
繰越利益（注5）	12,765,357	1,700,984	11,549,603	1,538,985
当期利益	598,287	79,722	637,463	84,942
	<u>15,139,144</u>	<u>2,017,291</u>	<u>13,962,566</u>	<u>1,860,512</u>
債務引当金				
納税引当金（注6）	—	—	—	—
未払金（注7）	9,200	1,226	15,000	1,999
	<u>15,148,344</u>	<u>2,018,517</u>	<u>13,977,566</u>	<u>1,862,511</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2009年9月30日に終了した期間

(ユーロで表示)

	2009年9月30日に 終了した期間		2008年9月30日に 終了した期間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用				
その他営業費用	29,503	3,931	14,410	1,920
金融資産の評価調整／（戻入）（注3）	(92,497)	(12,325)	13,711	1,827
金融資産売却実現損失	2,960	394	457	61
純為替差（益）損（注8）	(45,514)	(6,065)	36,343	4,843
所得税（注6）	234,144	31,200	296,858	39,556
当期利益	598,287	79,722	637,463	84,942
費用合計	726,883	96,857	999,242	133,149
収益				
純売上高（注1）	694,055	92,483	728,883	97,124
その他利息および類似収益	16,225	2,162	244,014	32,515
金融資産からの収益（注9）	16,603	2,212	26,345	3,510
収益合計	726,883	96,857	999,242	133,149

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2009年9月30日現在

注1－一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（「Société Anonyme」）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。当社の目的は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社の登録済住所は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織を形成する野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8011日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織に含まれ、当社が子会社としてその一部を形成する最小の組織を形成するノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類に含まれている。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリス EC1A 4NPロンドン、セント・マーティン・ル・グラン1において入手可能である。

ルクセンブルグ法により定義された基準に基づき、当社は、連結財務書類および連結経営報告書を作成する義務を免除されている。

注2－重要な会計方針

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令および取締役会により適用された以下の重要な会計方針に準拠して作成されている。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロ（EUR）により記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建の収益および費用は、取引日に適用される為替レートによりユーロに換算される。

貸借対照表日現在における資産および負債は、以下のように換算される。

- － ユーロ以外の通貨建の資産はすべて、取得時の為替レートまたは貸借対照表日に適用される為替レートによりユーロに換算したもののうち、低価な方を用いて個別に評価される。
- － ユーロ以外の通貨建の負債はすべて、取得時の為替レートまたは貸借対照表日に適用される為替レートによりユーロに換算したもののうち、高価な方を用いて個別に評価される。

従って、未実現為替差損に加えて実現為替差損益のみが、損益計算書に反映されている。

金融資産

金融資産は取得価額で計上されている。期末現在で金融資産および投資有価証券は、取得価額かまたは現在の時価のいずれか低価な方を用いて個別に評価される。

評価調整は、関連資産から直接控除される。

金融資産売却実現損益は、平均原価法で計算される。

債務引当金

債務引当金は、確定債務または貸借対照表日現在、発生する金額もしくは日付が不確定だが負担する可能性が高いもしくは確実に負担する債務の損失を補填するために設定されている。

未収収益

当該資産科目には、次期会計期間中に受領されるが今期会計期間に関連する収益が含まれている。

未払金

当該負債科目には、次期会計期間中に支払われるが今期会計期間に関連する費用が含まれている。

為替先渡契約

当社は、当社の外貨ポジションをヘッジする目的で為替先渡契約を締結する。当社が取引を開始し、市場相場で締結される。貸借対照表上または簿外のポジションをヘッジするために締結される取引から生じる損益は、ヘッジ取引に伴う損益と同様に損益計算書に計上される。

注３－金融資産

金融資産は、投資信託の受益証券への投資により構成されている。金融資産の増減の概要は、以下のとおりである。

	(ユーロ)
取得価額	
期首現在	1,267,403
期中取得額	50,038
期中処分額	(12,139)
期末現在	1,305,302
評価調整	
期首現在	(436,207)
期中評価調整	92,497
為替の影響	(63)
期末現在	(343,773)
期末純評価額	961,529
2009年9月30日現在市場価格	961,592

注４－資本金

当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。

注５－準備金および繰越利益

	法定準備金 (ユーロ)	資産税積立金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2008年3月31日現在残高	37,500	1,147,000	9,822,150
前期の利益	—	—	1,943,453
利益処分	—	216,000	(216,000)
2009年3月31日現在残高	37,500	1,363,000	11,549,603
期末後再配分			
前期の利益	—	—	1,215,754
2009年9月30日現在残高	37,500	1,363,000	12,765,357

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2002年以降、1934年10月16日法（その後の改正を含む。）第8a項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、当該年度に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の権利を利用するために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2009年9月30日現在、配当不可能準備金は合計1,363,000ユーロであり、これは、2000年から2008年までの間に資

産税積立金として計上された額の6倍に相当する。

2008年には、2000年および2001年の資産税準備金のうち合計89,000ユーロが取り崩された。年次株主総会で承認された後、305,000ユーロが2008年の資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金として割り当てられた。

注6－税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。

注7－未払金

未払金は、主に未払いの監査報酬および所在地事務代行報酬ならびに為替先渡契約未実現損失から構成されている。

注8－純為替差益（損）

	2009年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)	2008年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現利益（損失）	44,180	(18,071)
派生商品および為替契約に係る未実現利益（損失）	1,334	(18,272)
	<u>45,514</u>	<u>(36,343)</u>

注9－金融資産からの収益

	2009年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)	2008年9月30日に 終了した期間 (ユーロ)
受取配当金	16,603	26,345
	<u>16,603</u>	<u>26,345</u>

注10－スタッフ

当社には、2009年9月30日までの期間中に従業員はいなかった。

注11－未決済為替先渡契約

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現利益／（損失） (ユーロ)
ヘッジ用に保有される為替先渡契約					
ユーロ	614,035	米ドル	898,211	2009年12月30日	(341)
ユーロ	110,429	日本円	14,440,146	2009年12月30日	278
					<u>(63)</u>

注12－関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、野村ホールディングス株式会社であり、東京に所在している。

銀行取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これらには、当座預金口座および為替取引が含まれる。

当座預金口座で、2009年9月30日に終了した期間中16,225ユーロの利息が生じた（2008年：244,014ユーロ）。適用利率は、市場で適用される短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるスプレッドと同一のスプレッドを差し引いて得られた利率である。

4【利害関係人との取引制限】

受益者の保護に反するまたはファンドの適正な資産運営を害するようなファンドに対する取引、例えば管理会社または受益者以外の第三者の利益のためになされる取引は禁止されます。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款は、ルクセンブルグの法律が規定する定足数および投票の要件に従い、株主総会によって随時変更されます。管理会社の解散に関しては、定款を変更する方法により採択された株主総会の決議が必要です。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、2002年法の第14章の規定に従って投資信託の運用を管理する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。かかる場合、事業を譲渡した会社は、なお、法人として存続することができます。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書の日付現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えることが予想される事実はありません。管理会社の会計年度は、毎年4月1日に開始し、翌年の3月31日に終了します。管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

① 名称

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
(Global Funds Trust Company)

② 資本金の額

2009年10月末日現在、500,000ユーロ（約6,663万円）（払込済株式資本）

③ 事業の内容

受託会社は、1998年、ケイマン諸島で設立された免除会社です。受託会社は、ファンドのような投資信託スキームの受託会社、保管会社および投資信託管理者として行為する認可をケイマン諸島の総督から得ています。

(2) 保管会社および事務代行会社

① 名称

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

② 資本金の額

2009年10月末日現在、28,000,000ユーロ（約37億3,100万円）

③ 事業の内容

ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーは、ルクセンブルグの法に基づき1990年に有限責任会社として設立され、銀行業務に従事しています。

(3) 販売会社および代行協会員

① 名称

野村證券株式会社

② 資本金の額

2009年11月末日現在、100億円

③ 事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。同社は2009年11月末日現在、日本国内に172の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供しております。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員としてそれぞれの証券の販売・買戻しの取扱いを行っています。

(4) 投資顧問会社

① 名称

ノムラ・ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー・アメリカ・インク
(Nomura Funds Research and Technologies America, Inc.)

② 資本金の額

2009年10月末日現在、3,000万米ドル（約27億7,200万円）

③ 事業の内容

投資顧問会社は、2001年にニューヨークにおいて設立され、1940年米国投資顧問業法（改正済）に基づく米国投資顧問会社としてSECに登録されています。ただし、かかる登録によって投資顧問会社またはファンドが、SECまたは他の規制当局により承認されたものと解することはできません。投資顧問会社の業務は、野村グループのオルタナティブ投資が中心です。

投資顧問会社は、ファンド以外の顧客にコンサルタント業務を提供しております。場合によっては、投資顧問会社の他の顧客の利益がファンドの利益と相反することがあります。

投資顧問会社は、ノムラ・ホールディング・アメリカ・インク（以下「NHA」といいます。）の完全子会社です。NHAは、ファンドの日本における販売会社および代行協会員である野村證券株式会社の親会社である、野村ホールディングス株式会社の完全子会社です。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2009年改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社です。受託会社はまた、ミューチュアル・ファンド法に基づき、認可された投資信託管理者であり、ケイマン諸島の有価証券投資事業法（2004年改訂済）第5(2)条および別表4に基づく適用除外者として登録されています。受託会社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。受託会社がファンドに関して有価証券投資事業を行う場合、受託会社は、本債券への投資を行うことにより、またはファンド資産に関して受託会社としてその他の投資決定を行うことにより、受託会社としての職務を履行する上で必要または付随する行為のみを行います。

受託会社の権利および義務は、信託証書に記載されています。信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、受託会社は、信託証書に基づき受託会社に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（受託会社の関係者を含みます。）に対して委託する権限を有します。受託会社は、受任者または再受任者の行為を監督しなければなりません。受託会社は、受託会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、適用ある法律の規定に従い、受任者または再受任者側の不正行為または不履行に起因する損失につき一切責任を負いません。

受託会社は、その職務の一部を保管会社に委託しています。

受託会社は、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務、義務または負債をかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定されることを確保します。

受託会社は、（信託証書に基づく受託会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの受託者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対して返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、受託会社の現実の詐欺または故意の不履行による作為や不作為に起因して受託会社が被った訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。受託会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません。

受託会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。受託会社は、その絶対的な裁量で適切と判断する補償条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結する権限を有します。

受託会社は、管理会社および受益者に対する60日以上前の書面による通知により辞任することがあります。当該辞任は、後任の受託者の任命後にのみ効力を生じるものとします。受託会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意か強制かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知の受領日または受託会社の清算開始日から30日以内に受託会社および管理会社のいずれもが受託会社が適切な後任と認める後任の受託者を特定することができない場合、受託会社は、後任の受託者を任命するため、受益者の会議を招集します。上記が満たされない場合、受託会社は、すべてのシリーズ・トラストを償還することができます。受益者は、随時受託会社を解任し、後任の受託会社を任命することを決議することができます。

受託会社は、辞任または解任の後、ファンドの受託者として行為した期間中において、辞任した受託会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に受託会社が利用可能であった、信託証書により受託会社に付与された、ファンドに対するすべての補償、権限、特権および償還遡及権の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

(2) 保管会社・事務代行会社

保管会社および事務代行会社は、その登記上の本店を、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)に有しており、ルクセンブルグ大公国の法において、また同法に基づく株式会社として組織された銀行であり、

1990年2月2日に設立されました。2009年3月31日現在の資本金および準備金は、135.1百万ユーロです。

保管契約は、保管会社が随時受領するすべての投資対象を、その帳簿のファンド用分離口座に記録および保持し、すべての投資対象（投資対象に関する証券および権原に関する書類を含みます。）が保管会社の金庫に保管されまたは安全な保管を行うために自己が適当とみなす自己の指図によるその他の方法により保有されるよう手配するものとし、保管会社が、ファンドの口座のために随時受領するすべての現金をファンド用分離口座に保管し、そのようにして受領されたすべての現金を安全に保管する義務を負い、かつ保管契約に定めるとおり、ファンドの口座のための授権された投資を行うためおよび一定のその他の支払のため、受託会社、事務代行会社または投資顧問会社の要求によりファンドの口座から現金の支払を行うものとする旨を規定しています。保管契約に基づき、保管会社は、投資顧問会社により要求された場合または投資顧問会社の指図により、通貨取引の注文を受け付けることができます。

保管会社は、保管契約に基づき、ファンドに対してその任務を遂行するにあたり、保管会社もしくは保管会社が任命した副保管会社もしくは代理人側がなした故意の不履行、詐欺、もしくは過失によらない作為もしくは不作為について、または保管契約に基づき、もしくは保管契約に従い、ファンドに関する保管会社の職務の履行によって受託会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、受託会社またはファンドに対し責任を負いません。

保管会社は、ファンドに関するその任務を遂行するにあたり保管会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費およびあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（保管会社または保管会社が任命した副保管会社もしくは代理人側の故意の不履行、詐欺、または過失によるものを除きます。）に関し、ファンド資産から補償を受けます。

本規則の規定に従うことを条件として、保管会社は、副保管会社を任命することができます。ただし、保管会社は、保管契約に基づくその職務の適切な遂行に関して、受託会社に対して常に責任を負います。任命された副保管会社または代理人の報酬および費用は、ファンドの資産から支払われます。

事務代行会社は、ファンドに対する事務代行者として行為し、ファンドに関し、すべての管理業務（会計、純資産評価サービス、受益証券の発行登録、譲渡および買戻しサービスを含みますがこれらに限られません。）を提供し、事務代行会社契約に規定される諸条件に従って通常、会計士、登録機関および名義書換代理人が行うその他すべての管理業務一般を遂行します。

事務代行会社契約に基づき、事務代行会社は、ファンドに関する事務代行会社の義務もしくは任務の履行によって受託会社、管理会社もしくはファンドが受けるもしくは被る損失もしくは被害について、その従業員または代理人の側に故意の不履行、詐欺、または過失がない場合、責任を負いません。事務代行会社は、事務代行会社契約に従ってファンドに関する義務を遂行するにあたり事務代行会社に対して課され、発生または主張され得るあらゆる債務、義務、損失、損害、処罰、法的措置、判決、訴訟、費用、経費またはあらゆる種類もしくは性質の一切の支出（事務代行会社の側の、もしくはその従業員もしくは代理人の側の故意の不履行、詐欺もしくは過失によるものを除きます。）に関しファンドの資産から補償を受けます。

本規則の規定に従うことを条件として、事務代行会社は、その裁量で、その職務および責務の全部または一部を、いかなる者に対しても委託することができます。ただし、委託された者による職務または責務の履行について、事務代行会社が責任を負うものとします。

(3) 販売会社・代行協会員

受益証券販売・買戻契約に基づき、管理会社は、日本における受益証券の募集の目的で、日本の投資家による受益証券の応募に応じるために、販売会社の指示に従い受益証券を販売会社に販売、交付し、または販売、交付せしめることを、合意します。

受益証券販売・買戻契約に基づき、販売会社は、管理会社と事前に協議の上、クロージング日前にいつでも、(a)本書に情報が記載された後、ファンドの状況（既に存在している場合）もしくは管理会社の財務その他の状況に重大な変更があった場合、または(b)国内外の政治、財政、経済もしくはその他の状況もしくは為替レートについて重大な変更があったために、販売会社により予定されている日本における受益証券の募集が成功することに重大な影響を与えると販売会社が判断する場合、管理会社に対して通知を行うことにより、日本における受益証券の募集を停止する権利を有するものとします。

代行協会員契約に基づき、代行協会員（規則第21条に規定されます。）は、以下の業務を遂行します。

(a) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求される日本語の目論見書をJSDAに提出すること。

- (b) 受益証券1口当たり純資産価格を日本において公表すること。
- (c) 適用ある日本の法令またはJSDAの上記規則の規定に基づき随時作成を要求されるファンドに関する財務書類およびその他の書類をJSDAに提出すること。
- (d) 受益証券が、JSDAの規則に規定される外国投資信託受益証券の選別基準に適合しなくなった場合、JSDAに報告し、かつ管理会社に通知すること。
- (e) 代行協会員が上述の任務のいずれかを遂行するにあたって付随したまたは必要となる行為を、管理会社を代理して行うこと。

(4) 投資顧問会社

投資顧問会社は、信託証書の条項、ファンドの投資目的および投資方針に基づき、かつ、本書に規定される投資制限に基づき、管理会社のために以下の業務を遂行します。

- (a) ファンドの資産のほとんどすべて（現金残高ならびに為替ヘッジ取引に関連し利用されるAクラス受益証券に帰属するファンドの資産の一部を除きます。）を本債券に投資すること。
- (b) 連動先ファンドの運営上の能力およびファンドの投資目的に照らした連動先ファンドの投資ポートフォリオの妥当性を、それぞれ管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が投資顧問会社に提供した情報または公に入手可能な情報のみに基づき、定期的にモニタリングすること。
- (c) 投資顧問会社が、その単独の判断のみに基づき、連動先ファンドの運営上の能力に重大な欠陥があると判断した場合、または連動先ファンドの投資ポートフォリオがファンドの投資目的に照らして妥当ではないと判断した場合、合理的に速やかに管理会社に通知すること。
- (d) 為替リスクを低減（ただし完全に排除することではありません。）し、Aクラス受益証券を日本円に対する米ドルの価値の下落から保護するよう、ファンドの為替ヘッジ取引を計画し実行すること。
- (e) ファンドの現金残高を管理すること。

管理会社は、投資顧問会社の任命にかかわらず、委託された投資顧問会社による、投資顧問契約に基づくその職務の履行に関して常に責任を負います。

投資顧問会社は、（i）連動先ファンドの投資管理会社および連動先ファンドに関連するその他のアドバイザーとしては任命されておらず、かつ（ii）連動先ファンド、連動先ファンド運用会社または連動先ファンド副運用会社に関連する契約上の合意またはその他の取決めを行っていません。投資顧問会社は、連動先ファンドの運営上の能力およびファンドの投資目的に照らした連動先ファンドの投資ポートフォリオの妥当性を、管理会社（もしくはその代理としての事務代行会社）が投資顧問会社に提供した情報または公に入手可能な情報のみに基づき、定期的にモニタリングします。投資顧問会社がかかる情報を要請後、入手できなかった場合、投資顧問会社側の故意の不履行、詐欺、または過失とはみなされません。

3 【資本関係】

上記に記載された他は、管理会社とその他の関係法人との間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2009年改訂済）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてあるいはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他のサービス提供者は、銀行および信託会社法（2009年改訂済）、会社管理法（2003年改訂済）または地域会社（管理）法（2007年改訂済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2009年9月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は約9,838であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2009年改訂済）（以下「投信法」という。）は、オープン・エンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズド・エンド型ファンドは、投信法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2008年改正）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、投信法のもとでの規制の責任を課せられている。投信法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 投信法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託とは、その受益権に関する投資者が15名以内であり、（場合により）その過半数によって投資信託の取締役、受託会社またはゼネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島において設立されたものでない特定の投資信託であって、ケイマン諸島において公衆に対する勧誘を行っているものである。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を記述した法定の様式（MF 3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびゼネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している。（下記第3.2項参照）

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託それぞれにより投資信託および投資信託に対するサービス提供者の詳細を要約して作成された目論見書が法定様式（MF 2およびMF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者が設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託管理の十分な専門性を有し、かつ

健全な評判を得ている者が投資信託を管理すること、投資信託の運営および受益権を募る方法が適切に行われること、ならびに投資信託がケイマン諸島で設立または設定されたものでない場合、CIMAが認可した国または領域において設立または設定されることという要件を満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはゼネラル・パートナー）が投信法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条第3項投資信託）

- (a) 規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。
 - (i) 一投資者当りの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - (ii) 受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- (b) かかる場合は、投資信託は、投資信託とサービス提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て（MF 1）、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4. 投資信託の現行要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない。決算終了から6ヶ月以内に監査済会計書類を提出しなければならない。監査人は、規制投資信託の会計監査を行う過程で投資信託に以下のいずれかに該当する情報を取得したまたは以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - (a) 投資信託が、その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) 投信法もしくは投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2009年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に施行されたミューチュアル・ファンド（年次報告書）規則（2006年）に従い、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度に関して、会計年度終了後6ヶ月以内に、かかる規則に定める事項が記載された正確かつ完全な報告書を作成し、これをCIMAに提出しなければならない。CIMAは、かかる提出期限を延長することができる。報告書は、投資信託に関して、一般情報、運用に関する情報および財務情報を記載し、CIMAが承認した監査人によりCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託がかかる規則を遵守することを保証する責任を負う。監査人が負う責任は、規制投資信託の運営者から受領する報告書を、期限内にCIMAに提出することのみとし、かかる報告書の正確性および完全性に関する責任を負わないものとする。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてあるいはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてあるいは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、または（会社かユニット・トラストかにより）受託会社もしくは投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われ

る、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。

- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・ファンドを管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、投信法第4(3)条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合または第4(4)条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6ヶ月以内にCIMAに対し監査済の会計書類を提出しなければならない。監査人は、投資信託管理者の会計監査を行う過程で投資信託管理者に以下のいずれかに該当する情報を取得または以下のいずれかに該当するとの疑義を抱くときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の当該投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようともくろんでいる場合。
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 詐欺的または犯罪的な方法により事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (e) 投信法もしくは投信法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規制（2009年改訂済）または免許の内容を遵守せずに事業を行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはゼネラル・パートナー（場合による）の変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免税会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2009年改正）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免税会社は、投資信託に最も多く用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある／存続期間限定会社—存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2009年改正）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

- (i) 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有しなければならない。
- (ii) 取締役と役員の名簿は、登録上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登録上の事務所に維持されなければならない。
- (iv) 株主名簿は、登録上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモンロー上の忠実義務に服するものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 無額面株式の発行は認められる。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免税会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免税会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免税ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法（2009年改訂済）に基づき信託会社として免許を受け、かつ投信法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者となることができる。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する判例法のほとんどを採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂済）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、一般に受益者と呼ばれる投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免税信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免税信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) 信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免税リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免税リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改正）である。
- (c) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するゼネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかあるいは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改正）により登録されることによって形成される。登録はゼネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ゼネラル・パートナーは、例外的にリミテッド・パートナーシップが積極的に業務に参加する場合を除いては、リミテッド・パートナーを除外して免税リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行う。リミテッド・パートナーは有限責任を享受する。ゼネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ゼネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、あるいはパートナーシップ法（2002年改正）の下での、ゼネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免税リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6ヶ月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免税リミテッド・パートナーシップは、50年間の上限とした期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免税リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免税リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. 投信法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはゼネラル・パートナー）は、第7.1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 設立計画運営者または運営者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を行っているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投信法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合。
 - (b) 規制投資信託が業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、またはその投資者もしくは債権者を毀損しない方法で任意にその事業を解散する場合。
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合。
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合。
 - (e) 規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合。
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること。
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること。
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと。
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに対して提出すること。
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとりうる行為は以下のとおりとする。
- (a) 投資信託の免許を取消すこと、または第4条第1項(b)（管理投資信託）もしくは第4条第3項（第4条第3項投資信託）に基づく投資信託の登録を取消すこと。
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、あるいは条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること。
 - (c) 投資信託の推進者または運用者の入替えを求めること。
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること。
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること。
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために管理者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他

の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること。
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2009年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること。
- (e) 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとること。

7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。

7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。

7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立に対して命令を発する場合、グランドコートは受託会社に対して投資信託資産からグランドコートが適切と認める補償の支払を認めることができる。

7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託としての事業を行うこともしくは行おうとすることを停止またはファンドが終了もしくは解散に付されているものと確信したときは、いつでも投資信託の免許を取り消すことまたは第4条第1項(b)（管理投資信託）もしくは第4条第3項（第4条第3項投資信託）に基づく投資信託の登録を取消することができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。

8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

8.3 ある者が投信法に違反して投資信託管理業者として行為するかまたは投資信託管理業を営んでいると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。

8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、あるいは知るべきであるのににもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立をすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人が投信法に違反してこれを行っている場合。

8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを停止または投資信託管理者が終了もしくは解散の状態におかれているものと確信したときは、いつでも投資信託管理者の免許を取消することができる。

8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。

- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合。
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようとも

くろんでいる場合。

- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのようにもくろんでいる場合。
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合。
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合。
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、あるいは発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に開し所定の年間手数料を支払うこと。
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること。
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運用者に関し、条件が満たされていること。
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと。
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること。
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること。
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと。
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること。
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること。
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ゼネラル・パートナーを選任すること。
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること。
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下のとおり。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること。
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更または取り消すこと。
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはゼネラル・パートナーの交代を請求すること。
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること。
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること。
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立を行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3ヶ月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合。
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合。

CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。

- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること。
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2009年改正）の第94(4)条により同会社が法律の規定に従いグランドコートにより解散されるようにグランドコートに申し立てること。
 - (c) CIMAは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことあるいは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合。
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合。
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法（2009年改訂済）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度は投信法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. 投信法のもとでの一般的法の執行

9.1 CIMAではない以下のものが終了申立をなした場合

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許を受けた投資信託管理者
- (c) 常に規制投資信託である者
- (d) 常に免許を受けた投資信託管理者である者

CIMAは、申立人から申立書のコピーの提供を受けるものとし、また申立の期日に出頭することができる。

- 9.2 終了申立に関連する文書および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者またはこれらの個々の債権者に送付することが要求されている文書についても、CIMAに送付されるものとする。
- 9.3 CIMAによりかかる目的のため選任された者は以下のことをなす。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定される者の債権者集会に出席すること。
 - (b) 譲歩または取決めについて協議するために設置された委員会の会議に出席すること。
 - (c) かかる会議における決定事項に関する建議を行うこと。
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、投信法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびCIMAまたはその者が支援を受けるためCIMAまたは警察官が合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること。
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること。
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に扉を開扉して搜索をすること。
 - (d) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し妨害に対する安全性を確保すること。
 - (e) 投信法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし、写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと。
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しを取り、抜き取ることができるために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還す

べきものとする。

- 9.6 何人もCIMAが投信法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによる投信法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 投信法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) 投信法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄。
- (c) 投資信託管理者に関する事柄。

ただし、これらの情報は、CIMAが投信法により職務を行い、またはその任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAが投信法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合。
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改正）または2008年犯罪収益法および薬物濫用法（2009年改正）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所により合法的に要求されあるいは許可された場合。
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合。
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合（特に合同監視）。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散もしくは清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合。

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込む者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ゼネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実証明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改正）

- (a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ゼネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下のことを示すならば、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - (i) 重要な不実の表明が意図的になされた。
 - (ii) そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように仕向けられた。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明

が投資者が受益権を購入するようにさせられた唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除または損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ゼネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと結ぶので、ファンド（または受託会社）は取締役、運用者、ゼネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ゼネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2007年改正）第257条

会社の役員（あるいはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2007年改正）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、あるいは他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したもののみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改正）第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを同意なく個人的利益のためあるいは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2009年改正）、2008年公司清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自身の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている（参照：上記第7.17(c)項）。剰余資産は、もしあれば、信託証

書の当該規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免税リミテッド・パートナーシップの解散は、免税リミテッド・パートナーシップ法（2007年改正）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：上記第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。ゼネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、（英国を除く）どの国とも二重課税防止条約を締結していない。免税会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して約定を取得することができる（上記第6.1(1)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）

14.1 2007年6月19日に施行された一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、投信法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件の一つとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行の条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で、無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6ヶ月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6ヶ月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのゼネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

(i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること。

(ii) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること。

(iii) 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること。

- (iv) 本規則、会社法（2009年改正）および投信法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること。
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること。
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること。
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること。
 - (viii) 分配金またはその他の配分すべてについて一般投資家向け投資信託の証券から適宜支払の宣言がなされ、かつ確実に投資家に支払われるようにすること。
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者もしくはそのインベストメント・アドバイザーが設立文書もしくは目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務もしくは投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託したかかる者による職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規制（2009年改訂済）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1ヶ月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に対する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザーおよび運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1ヶ月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 インベストメント・アドバイザー

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいるインベストメント・アドバイザーを任命し、維持しなければならない。インベストメント・アドバイザーを変更する場合は変更の1ヶ月前までにCIMA、投資家およびその他サービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、投信法に基づいて投資信託免許を取得する条件の一つとしてインベストメント・アドバイザーを任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約

- に従って確実に充当されるようにすること。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその売却純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること。
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること。
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること。
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること。
- (c) 本規則第21条(4)項はインベストメント・アドバイザーが引受けてはならない業務を定めている。すなわち、インベストメント・アドバイザーは、一般投資家向け投資信託のために
- (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - (ii) インベストメント・アドバイザー自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - (iii) 株式取得の結果、インベストメント・アドバイザーが運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (iv) 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーを任命することができ、副インベストメント・アドバイザーを任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。インベストメント・アドバイザーは副インベストメント・アドバイザーが履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6ヶ月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、投信法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該一般投資家向け投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1ヶ月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの認可を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による同意を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、投信法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所にて無料で提供されなければならない。
- (b) 投信法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開

示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。

- (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所。
- (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）。
- (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述。
- (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日。
- (v) 監査人の氏名および住所。
- (vi) 下記の(xxii)、(xxiii)および(xxiv)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所。
- (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）。
- (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）。
- (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述。
- (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件。
- (xi) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況。
- (xii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明。
- (xiii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述。
- (xiv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明。
- (xv) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明。
- (xvi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、インベストメント・アドバイザー、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報。
- (xvii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明。
- (xviii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述。
- (xix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細。
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則。
- (xxi) 以下の記述。

「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。

またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xxii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の氏名、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）。
- (xxiii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）。
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の氏名、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動。
- (xxiv) インベストメント・アドバイザー（下記事項を含む）。
 - (A) インベストメント・アドバイザーの取締役の氏名および経歴の詳細ならびにインベストメント・アドバイザーの登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所。
 - (B) インベストメント・アドバイザーのサービスに関する契約の重要な規定。
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定。

第4【外国投資信託受益証券の様式】

ファンド証券の券面は、原則発行されません。

第5【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案を採用することがあります。また、目論見書の表紙裏に金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項を記載します。
- (2) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (3) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「ファンド証券お申込み時の基本情報」として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (4) 投資アドバイザーであるポールソン・アンド・カンパニー・インクの特徴や投資戦略等について、目論見書または販売用資料に記載することがあります。

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、2007年5月8日開催の株主総会における任命を受けて、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2009年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに現状における合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査法人は検討する。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2009年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査法人

ベルナール・レースト

2009年4月17日、ルクセンブルグ

[次へ](#)

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following an appointment by the General Meeting of the Shareholders dated May 8, 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2009 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2009, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Réviseur d'Entreprises

Bernard LHOEST

Luxembourg, April 17, 2009

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位

我々は、2007年5月8日開催の株主総会における任命を受けて、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2008年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の注記から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して当財務書類の作成および公正な表示に関して責任を負う。この責任には、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制の計画、遂行および維持、適切な会計方針の選択および適用、ならびに現状における合理的な会計上の見積りを行うことが含まれる。

監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、監査法人協会が採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を監査法人は検討する。

監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2008年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング
ソシエテ・アノニム
監査法人

ベルナール・レースト

2008年5月13日

[次へ](#)

Independent Auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.

Following our appointment by the General Meeting of the Shareholders dated 8 May 2007, we have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at 31 March 2008 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory notes.

Board of Directors' responsibility for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts. This responsibility includes: designing, implementing and maintaining internal control relevant to the preparation and fair presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; selecting and applying appropriate accounting policies; and making accounting estimates that are reasonable in the circumstances.

Responsibility of the "Réviseur d'Entreprises"

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted by the "Institut des Réviseurs d'Entreprises". Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the "Réviseur d'Entreprises", including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the "Réviseur d'Entreprises" considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control.

An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of 31 March 2008, and of the results of its operations for the year then ended in

accordance with the Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Réviseur d'Entreprises

Bernard Lhoest

13 May 2008

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。